

議 事 日 程 (第4号)

令和6年6月18日(火) 午前10時開議

日程第1

一般質問

- | | | | | |
|------|----|----|----|----|
| 質問順序 | 1. | 9番 | 福永 | 桂子 |
| | 2. | 2番 | 山本 | 晃子 |
| | 3. | 7番 | 滝本 | 幸夫 |
| | 4. | 3番 | 寺田 | 悟 |
| | 5. | 8番 | 三上 | 元 |

- 本日の会議に付した事件……………議事日程に掲げた事件に同じ
- 出席及び欠席議員……………出席表のとおり
- 説明のため出席した者……………出席表のとおり
- 職務のため議場に出席した事務局職員……………出席表のとおり

午前10時00分 開議

○議長（馬場 衛） ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日は傍聴席へ報道機関が入っております。撮影を許可した者には許可証を交付しておりますので、御報告いたします。

○議長（馬場 衛） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

○議長（馬場 衛） 日程第1 一般質問を行います。

昨日に引き続き、一般質問を行います。

本日の質問順序は、1番 福永桂子議員、2番 山本晃子議員、3番 滝本幸夫議員、4番 寺田悟議員、5番 三上 元議員と決定いたします。

初めに、9番 福永桂子議員の発言を許します。

〔9番 福永桂子登壇〕

○議長（馬場 衛） それでは9番 福永桂子議員、どうぞ。

○9番（福永桂子） 9番 福永桂子です。今回は、太陽光発電設備に関する湖西市の取組についてお聞きいたします。

この土砂降りの雨の中、傍聴席の皆様ありがとうございます。また、この雨が困った災害を起こさないことを願っています。

この質問するに当たりまして、太陽光発電に関連して困っている方々の声をたくさん聞きました。また、住環境の悪化や自然災害の危険につながるかと不安がある多くの方々の声を、この質問に集約しています。寄せられる声には、困っている人の救済をぜひ考えてほしい、また困る人が出ないように議会で条例をもっと実効性のあるものにしていただきたいなど、切実な声、具体的な声もありました。問題解決のために、私たちと市役所が一緒になって邁進し、市民のためにベスト対策をしていけることを願い、質問させていただきます。

質問しようとする背景や経緯です。

2020年10月に、政府は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラ

ルを目指すことを宣言しました。この実現のために地方自治体、湖西市でも温室効果ガスを排出しない再生可能エネルギーの推進に力を入れています。

その中でも、主力として位置づけられているのが太陽光発電です。湖西市でも、平成31年4月に太陽光発電設備の適正導入に向けたガイドラインを策定していましたが、増え続ける様々な問題に対応するため、令和4年3月に湖西市再生可能エネルギー発電設備の適正な設置に関する条例を制定しています。しかしながら、現在でも湖西市全体で太陽光パネル設置が増えてきており、また設置業者からの勧誘も様々であると聞き及んでいます。環境の悪化や自然災害時の対応への不安が増してきています。

太陽光パネル設置事業者による、無計画な私有地へのパネル設置の拡大は好ましくありません。太陽光発電に関する法令としては、統一された法令はありません。現状では、各省庁の複数の関係法令ごとに法目的に応じた許可等の対応をそれぞれ行っており、関係省庁や地方公共団体が太陽光発電事業の特性を踏まえた横串での対応を行うことが課題となっています。湖西市民の生活の安全や快適性確保のためにも、地域住民や地方自治体が効果的な手段を取ることが重要と考えています。

質問の目的です。

湖西市が太陽光発電を主力とするカーボンニュートラルの推進に力を入れる中、この現状の問題に対して、地域住民の住環境を守るために湖西市として太陽光発電設備設置に関し行うべき対応と、実効性のある湖西市再生可能エネルギー発電設備の適正な設置に関する条例とするための要件について、明らかにしていきたいと思います。

それでは質問事項ですが、前半は湖西市の対応の現状と問題認識、太陽光発電に関するトラブルや課題についてお聞きいたします。また、質問事項9以降で、湖西市再生可能エネルギー発電設備の適正な設置に関する条例の改正についてと、他の再生可能エネルギーの可能性についてお聞きしたいと思います。

それでは、質問1に入ります。

○議長（馬場 衛） どうぞ。

○9番(福永桂子) 現在、湖西市では条例で定められている届出が出されているものは何件あり、どの程度の発電が行われ、主な設置場所にはどのようなものがあるのでしょうか。

○議長(馬場 衛) 登壇して答弁をお願いいたします。環境部長。

[環境部長 石田裕之登壇]

○環境部長(石田裕之) お答えします。

令和4年7月1日、条例施行後から5月末までの届出件数は359件となっております。

発電規模につきましては、届出が必要な10キロワット以上から発電容量が1,000キロワット以上のメガソーラー規模まで様々です。

設置場所につきましては、市街地から山林まで幅広く市内全域に点在しており、湖西地区69%、新居地区では31%の割合で設置されている状況です。

以上です。

○議長(馬場 衛) 福永桂子議員。

○9番(福永桂子) お聞きいたしますけれども、メガソーラーの規模はどれぐらいになるのか、分かれば教えていただきたいです。また、その全体の安全性はどのように保たれているのか教えてください。

○議長(馬場 衛) 環境部長。

○環境部長(石田裕之) お答えします。

メガソーラーは、22の事業所が市内にはございません。基本的には、ワット数は一番大きな発電出力のものでも5,000、6,500キロワットというのが1件ずつございまして、あとは1,000キロワットから1,500キロワット程度という内容です。基本的に、毎年報告をいただいているその内容でもって、安全性等は確認させていただいております。

以上です。

○議長(馬場 衛) 福永桂子議員。

○9番(福永桂子) ちょっとお聞きしますけれども、定期報告のことです。その定期報告は確実に行われて、市は内容をきちんと精査していると。また、過去に事業の廃止が出されたことはないという認識でよろしいですか。

○議長(馬場 衛) 環境部長。

○環境部長(石田裕之) 議員おっしゃるとおりで

ございます。

以上です。

○議長(馬場 衛) 福永桂子議員。

○9番(福永桂子) それでは、10キロワット以上の事業の届出の傾向はこれからどうなっていくのか、増える見込みなのかどうかというその辺りのことをお聞かせください。

○議長(馬場 衛) 環境部長。

○環境部長(石田裕之) お答えします。

今後、やはり様々な届出というのは出てくるかとは思いますが、ただ、やはり慎重にそこら辺は市としても届出を審査して同意をするということで、必ずしもスピード感が上がるというよりは、慎重にそこら辺は市の窓口として対応させていただいていきますし、今後こういった発電設備というのは増えていく傾向にあるというふうには考えております。

以上です。

○議長(馬場 衛) 福永桂子議員。

○9番(福永桂子) それでは、条例ができる前に設置された太陽光の届出は、現在どのような状況で、市はどう把握されているのでしょうか。

○議長(馬場 衛) 環境部長。

○環境部長(石田裕之) お答えします。

当時は、ガイドラインの台帳でもって管理しておりましたが、それも溶け込んだ条例の毎年の届出の中で、含めて359件となっております。ただ、ガイドライン台帳、当時から管理しているものでもやはり条例設置後未届けの件数も13件ほどございます。そういったところに対しては、やはり大分年数がたっている設備でもございますので、何らかの形でアプローチをしていかないといけない。当然、代表者であったり所在地も分かっているものですから、未届けの事業者に対してはそういった提出を依頼するような働きかけはしていきたいと考えております。

以上です。

○議長(馬場 衛) 福永桂子議員。

○9番(福永桂子) 太陽光の状況を把握して、そこから予想を立てて先を見越して制度設計していくことだと思いますので、ぜひしっかりとお願いいたします。

それでは、2の質問に入ります。

○議長（馬場 衛） どうぞ。

○9番（福永桂子） 事前に地域住民等の理解が得られず、事業が頓挫している事例と件数を伺います。

○議長（馬場 衛） 環境部長。

○環境部長（石田裕之） お答えいたします。

過去に遡れば複数件確かにございますが、直近で把握している事例というのは、工事車両の侵入により騒音、振動が発生する懸念等の問題で、地域住民との合意ができなく事業が進捗していないという箇所が1件ございました。

以上です。

○議長（馬場 衛） 福永桂子議員。

○9番（福永桂子） それは氷山の一角かなと私は思っています。そのようになった主な理由は把握していらっしゃるのでしょうか、騒音だけであったということですか。

○議長（馬場 衛） 環境部長。

○環境部長（石田裕之） お答えいたします。

この案件につきましては、直接自治会様が市役所にお見えになって、やはり要望書というかそういった書類も頂いておりますし、ここの現場につきましては急傾斜地であったり、近くには設置ができないような、色塗りがされている危険区域もあつたりというようなことで、施工事業者の計画図面を見てもそういったエリアを確かに除いてはいるんですが、やはり急傾斜ということで水処理の問題であったりとか、当然工事車両が入っていく道路も狭いということから、住民の方も気にかけていらっしゃるというような現場でございますので、騒音、振動以外にも現場の状況というものも市としては把握して、自治会さんのお話を聞きながら、この事業が進んでいないんじゃないかなというふうには考えております。

以上です。

○議長（馬場 衛） 福永桂子議員。

○9番（福永桂子） 今聞いているところによると、多分進入路の課題にもあるように思います。その進入路を事業区域にするかどうかという課題が、やはり条例の中に潜んでると思います。

理解が得られないということは、トラブルが発生しているということになるんですけども、太陽光発電のトラブルに遭ったときの相談先が、よく分からないという住民の声が多いんです。どこへ相談すればよいのでしょうか。

○議長（馬場 衛） 環境部長。

○環境部長（石田裕之） お答えします。

市役所で言えば環境課が窓口になっておりますが、そういった発信がやはり、条例はつくっているけれども市役所の相談窓口はここだよという発信が確かなかなかできていなかったというところもございますので、やはり市民の皆様は近隣の自治会であったりそういった、市役所が一番近いコミュニティとしては自治会という窓口がございますので、そういったところへまずは発信させていただいて、自治会の会員であったり、市民の皆様がそういったところへ訪ねれば窓口が分かるようなとか、そういった情報発信をしていきたいとともに、市役所のホームページの中にもやはりそういった一目で分かるような、太陽光の困り事の窓口としては環境課だよというようにホームページを工夫したりしながら、発信させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（馬場 衛） 福永桂子議員。

○9番（福永桂子） 聞いていてよく理解できないようなお答えだったんですけども、私が知っている限り、消費者省庁が運営する国民生活センター、また弁護士と言われてはいますが、市役所でもよいということが分かりましたので、ハードルは低くなったかなと思います。

そして、今おっしゃっていたのは太陽光発電設備等の設置に関する事業者への対応についての依頼を自治会に出すだけでなく、説明会における質問の例など、例えば工事や地形や排水や維持管理などになるわけですけども、それを地域のために資料としてつくって窓口に置いておくという、ホームページに載せるってそういうことでしょうか。

○議長（馬場 衛） 環境部長。

○環境部長（石田裕之） お答えします。

今までは、確かに窓口で御説明すれば分かっている

ただける方もいらっしゃれば、難しい内容になればなかなかその場では分からないということもございますので、今後は分かりやすいチラシじゃないですけど情報ツール、それは書面であったり説明書であったりどんな形になるか分かりませんが、こんなことはこういう内容ですよ、こういう質問を投げかけてくださいとか、そのようなチラシを今後しっかり作成して、窓口で配布するなりどちらかで発信していきたいと考えております。

○議長（馬場 衛） 福永桂子議員、どうぞ。

○9番（福永桂子） しっかりと熟考して、そのようなことをホームページにでも載せていただきたいなと思います。

というのも、やっぱり太陽光は技術的に専門的な領域があって専門の方が必要です。素人には本当に難しいんです。何が問題になるのか分かりにくいし、法的にもよいのか悪いのかの判断もし難しいんです。その中、自治会のそっくりそのまま任せてしまうと、大変負担が大きいんです。困ってしまうんです。なので、設置後のトラブルにも発展しかねません。なので、そういう何かよい方法をもっと考えていただきたいと思うんです。

一つには、ちょっと要望が出ていますけれども、説明会に市も同席していただいたり、または専門家を派遣していただきたいという要望があるんですけども、それについてはどうお考えになりますでしょうか。

○議長（馬場 衛） 環境部長。

○環境部長（石田裕之） お答えします。

確かに説明に行くということは一つの手段であると思いますが、やはり中立を保ちたいという市役所としてのスタンスを考えると、やはりまず説明会には出席しないけれども、その会議録等を確認させていただいて、内容を把握するというような形でまず進めていきたいというふうに考えておりますし、いろんな市町の様子を見てもそういう立場をわきまえて、市役所はそういう関わりをしているということで今理解をしておりますので、本市としてもそういう関わり方で行きたいと考えております。

○議長（馬場 衛） 福永桂子議員。

○9番（福永桂子） 市役所のお考えは分かりました。顔を出すだけでも違うとは思いますが、では3番に入ります。

○議長（馬場 衛） どうぞ。

○9番（福永桂子） 条例の届出対象の10キロワット未満の設置の現状は把握していますか。また、今後10キロワット未満の設置が拡大することを考えると、湖西市としても何らかの対策が必要だと思いたすがいかがでしょうか。

○議長（馬場 衛） 環境部長。

○環境部長（石田裕之） お答えします。

10キロワット未満の太陽光発電設備、こちらは家庭用に分類されるものです。主に住宅の屋根に設置されるものになります。

大変数が多いということもあって、現状を把握することはできておりません。10キロワット未満の家庭用につきましても、10キロワット以上の事業用と同様、近隣からの苦情が発生した場合とか何か困り事があれば、市が窓口となって対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（馬場 衛） 福永桂子議員。

○9番（福永桂子） 何らかの対策は必要だと思うんですけども、10キロワット以上だと届出が必ず必要になるので、1つと考えられる事業を10キロワット未満に分割して、事業を行うケースがあると全国的に聞きますけれども、湖西市ではこのようなケースは確認されているのでしょうか。

○議長（馬場 衛） 環境部長。

○環境部長（石田裕之） 10キロワット未満については確認しておりません。

以上です。

○議長（馬場 衛） 福永桂子議員。

○9番（福永桂子） 分かりました。あと、5月に起きた梅田地区の火災なんですけれども、その火災で太陽光パネルの漏電が原因ではないかと、市民の中ではうわさになっています。そして、その不安は大変広がっているわけなんですけれども、このケースについて御説明できる範囲でよろしいですので、お伺いいたします。多分、消防になると思いますが

れどもよろしくお願いたします。

○議長（馬場 衛） 消防長。

○消防長（山本浩人） お答えします。

ただいまの市議の話を伺いますと、5月30日11時06分発生の火災のことを言っていると思います。この火災につきましては、屋根裏が燃えたということでソーラーパネルが原因か、その辺の可能性を含めて独立行政法人製品評価技術基盤機構 n i t e という名前で言われておりますが、そういった方の技術支援を含めまして調査を行っているところでございます。

以上です。

○議長（馬場 衛） 福永桂子議員。

○9番（福永桂子） 調査中ということで、確かに何らかの対策は本当に必要だなということを思います。10キロワット未満の設置を把握していないと言うことは簡単ですが、やはりこういうふうなことが梅田地区で起こっているということです。

自然環境及び生活環境の保全を条例ではうたっているんです。これを誠実に実現するには、10キロワット以上の発電出力に限ったものではないはずですが、梅田の火災のようなケースも含め、しっかりとした対応をこれからお願いしたいなと思います。

では、4の質問に入ります。

○議長（馬場 衛） どうぞ。

○9番（福永桂子） 太陽光発電トラブルのリスクを抑えるには、トラブルを起こさない事業者選定をすることですが、その手法としてどのようなことをお考えになりますか。例えば、湖西市が一定の基準を定め、それをクリアする事業者を登録事業者として公表することはできないでしょうか。

○議長（馬場 衛） 環境部長。

○環境部長（石田裕之） お答えします。

太陽光発電設備関係の事業者は多数ございます。事業者を選定するための情報収集や基準の作成など、事務量が膨大になることから、市が独自に事業者を選定する仕組みをつくることは極めて困難であると思います。

リスクを回避するための手法につきましては、令和4年7月の条例制定により、本市に所在する大部

分の太陽光設備の管理者などの連絡先が把握できる体制が整備されたことから、既設のもの、新設を問わず事業者との連絡調整を密にすることにより、リスク回避できるものと考えております。

以上です。

○議長（馬場 衛） 福永桂子議員。

○9番（福永桂子） それでは大変弱いなと思っております。手間のかかることでは確かにありますけれども、北部地区の青平や神座には、山肌が削られて崩れてくる場所に設置されて住民の不安を誘っています。またすぐ下の川のカーブでは、赤い土が堆積するようになりました。太田では説明会もなし、市への届出がされていないのに太陽光が建設されていたという事実があります。また、太陽光発電をつくるため、木を切り倒して無理に進入路を確保しようとして、安全面や住環境の悪化を心配した問題が起きました。このときは市長へ直談判し、事業は頓挫しています。これらは湖西市の太陽光発電は、言いましたけれどもそのトラブルの氷山の一角なんです。全国的に太陽光発電のトラブルは、本当にもっと様々なものがあります。いずれも事前に十分な対策を取ることで、リスクをしっかりと抑えることが可能です。むしろ、トラブル回避のために事前に対策を講じておくことが必要だと思いませんか。解決策としては、どのようなことが考えられるのかと、私が考えた場合はやはりトラブルを起こさない事業者を選定することに尽きると思います。なので、そのための手法として考えられるこの提案は、むしろ基準に満たない事業者の侵入を防ぐと言ったほうがよいと思います。また、これについて熟考していただきたいと思います。

では、この現状を踏まえまして5の質問に入ります。

○議長（馬場 衛） どうぞ。

○9番（福永桂子） 2014年以降、高水準の倒産が続いています。条例で定めている届出があった際に、参入事業者の経歴や財務状況なども考慮して、設置を認めないとする必要ではないでしょうか。

○議長（馬場 衛） 環境部長。

○環境部長（石田裕之） お答えします。

条例の届出などの義務づけにより、今後、新たに設置される施設につきましては、事業者などと対面で連絡を取ることが可能となるため、設備が放置されるような事態に陥ることに対して、一定の抑止力が働くものと考えております。

事業者の経歴や財務状況により、機械的に事業者を選別することは、再生可能エネルギーの主軸である太陽光発電の適切な推進の足かせになるものと考えられます。施設のトラブルが確認された際には、届出内容に基づき、関係事業者などと連絡を取ることにより対応を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（馬場 衛） 福永桂子議員。

○9番（福永桂子） お答えも分かるんですけども、太陽光発電の設置業者や販売店が倒産してしまった場合、サービスだけでなくメンテナンスや修理といった作業も対応してもらえません。また、放置される危険性を含んでいます。

倒産は、事前に想定することは大変困難なんです。設置後、このようなことが起きたら住民は本当に困るんです。地域住民は、これに対して対応のしようがないんです。やはり、倒産のリスクの少ない事業者の参入を促すことに尽きると思います。また考えていただきたいと思っています。

では、6番に入ります。

○議長（馬場 衛） どうぞ。

○9番（福永桂子） メガソーラーの火災が全国で起きていますが、その備えは大丈夫でしょうか。もし火災が起きた場合、鎮火には通常の火災よりも時間がかかっているようですが、湖西市の消防はどのような事態にどう対応できるようになっていますか。

○議長（馬場 衛） 消防長。

○消防長（山本浩人） お答えします。

火災発生時の対応につきましては、総務省消防庁から発出された「電気施設等における警防活動等の留意事項」に記載された内容を重視し、他の火災と同様に人命救助、また延焼阻止を最優先とした活動方針の下、安全管理を徹底し、現場の状況に応じた消防活動を行ってまいります。

なお、設備への放水は常に通電状態であることを

考慮し、感電の危険を回避するため、一定の距離を確保した上で噴霧注水という消火方法を取ることから、通常の火災よりも鎮火までに時間を要してまいります。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 福永桂子議員。

○9番（福永桂子） しっかりとした対応をすることができるんだなということが分かりました。ありがとうございます。

太陽光は30年ほどはもつんですけども、蓄電池関係は約10年ほどで終わると言われています。メンテナンスをやっていなくてトラブルした場合など、化学消防車の出動などはお考えでしょうか、お伺いたします。

○議長（馬場 衛） 消防長。

○消防長（山本浩人） 私の知る限り、湖西市にある太陽光発電所というのは売電を目的にしております。蓄電池設備というのは設置されていないと思います。変電設備として中部電力さんとかに売却してるんだろうと思います。そういった場合には、先ほど言いましたように噴霧注水等で対応いたしますし、初期の段階でしたら粉末消火器で消化する予定でございます。

以上です。

○議長（馬場 衛） 福永桂子議員。

○9番（福永桂子） 分かりました。最近では、鹿児島県、北海道、宮城県とメガソーラーの火災が相次いでいます。3月27日は鹿児島県伊佐市で消火まで20時間かかり、爆発の衝撃で消防隊員4人がけがをしています。また、4月13日は北海道根室市でコネクターの漏電が原因と見られる火災が発生して、パネルの下の草が1,200平方メートル焼失しています。また、4月15日、宮城県仙台市では太陽光パネルの下に生えている草と太陽電池、モジュールが約3万7,500平方メートルにわたって燃えました。鎮火は約22時間後です。消火に時間がかかったのは、ソーラー設備から感電する危険性があったため、噴霧注水を放水しなければならなかったからとのことです。

このような火災を踏まえまして、太陽光火災を想

定した防災訓練を実施されるおつもりはありませんでしょうか。

○議長（馬場 衛） 消防長。

○消防長（山本浩人） 太陽光発電に特化した訓練というものではなくて、太陽光発電に伴いまして先ほど言いましたように感電危険、水をかけることによって感電する可能性と、かけた水が下に垂れてそれが漏電経路になって消防職員に危害が及ぶ場合がございます。それから、太陽光発電には絶縁ケーブルといいますか有毒ガスを発するような素材がいっぱい使われておりますので、そういった空気呼吸器を着装して対応する訓練等をやれば、対応できると考えております。

以上です。

○議長（馬場 衛） 福永桂子議員。

○9番（福永桂子） じゃあ、そのようなことを防災訓練の中に入れていただけるということで分かりました。

太陽光発電設備は野外に設置されるので、常に自然災害のリスクを背負っていると思うんです。なので、ソーラーパネルを設置した業者や民間人に対して、火災に対する安全確認をお願いしますとか、火種にならないように小まめな草刈りなどの注意喚起メッセージを、ホームページなどに載せることは可能でしょうか。

○議長（馬場 衛） 消防長。

○消防長（山本浩人） 今の内容などを環境課と調整しながら、ウェブサイト等で広報できたらいいなと考えております。

以上です。

○議長（馬場 衛） 福永桂子議員。

○9番（福永桂子） ありがとうございます。よろしく願いいたします。

また、火災は100%防げるものではないということで、だから住民がすごく不安を持つと思うので、万全の体制を目指していただければうれしいなと思います。

では、7番に入ります。

○議長（馬場 衛） どうぞ。

○9番（福永桂子） 改正再エネ特措法により、令

和4年7月から太陽光発電設備の廃棄費用積立制度がスタートしました。湖西市の条例では、この積立金に関する規定は盛り込まれていませんが、それはどのようなお考えからでしょうか。

○議長（馬場 衛） 環境部長。

○環境部長（石田裕之） お答えいたします。

本条例におきましては、発電事業を廃止したときは自らの責任において適正に処分することを義務づけており、積立金に関する規定は設けておりません。

令和4年7月から開始されたこの廃棄等費用積立制度では、太陽光パネルなどの再エネ設備の廃棄やリサイクルにかかる費用を発電事業者が売電収入の一部を積み立てることが義務づけられています。したがって、発電事業を廃止した場合は、本積立金を活用し、自ら撤去処分していただくことになります。

以上です。

○議長（馬場 衛） 福永桂子議員。

○9番（福永桂子） 今のお答えでは、この制度は湖西市では円滑にされているという認識でよろしいですね。

○議長（馬場 衛） 環境部長。

○環境部長（石田裕之） 国のほうで積立金制度がございますので、そちらで対応できると考えております。

以上です。

○議長（馬場 衛） 福永桂子議員。

○9番（福永桂子） この質問は、一度議場でやり取りされていますのでこの辺にして私の考えを申し上げますと、湖西市独自に10キロワット以下の住宅用太陽光発電設備についても、このような積立金に義務化をすべきではないかと思っていますので、またお考えになってください。

では、8番に入ります。

○議長（馬場 衛） どうぞ。

○9番（福永桂子） 太陽光パネルの設置による住環境の悪化を防ぎつつ、カーボンニュートラルの推進のために、太陽光発電を住民の理解を得ながら市が取れる対策としてどのようなことを行ってこられたのでしょうか。

○議長（馬場 衛） 環境部長。

○環境部長（石田裕之） お答えします。

令和4年7月の条例施行に伴い、それ以前に設置された太陽光発電設備の事業者に対しても、届出の提出をお願いし、全体の90%の施設について届出の提出をいただいております。これにより、問題が発生した際には、届出に記載の関係する事業者などと連絡を取りながら、対応を進められる体制が整備できたと認識しております。

現に、土砂流出等が発生した施設において、事業者と連絡調整を継続し、対策工事に着手した事例もございます。今後も引き続き、新規の届出の際には適切にチェック・指導を行うとともに、問題が発生した際には迅速に対応し、適切に再生可能エネルギー導入を促進してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（馬場 衛） 福永桂子議員。

○9番（福永桂子） その答えられたものは、やはり条例が制定されているからであるということですね、またしっかりとした条例が大切であるなどという印象を私は受け取りました。

では、9番に入ります。

○議長（馬場 衛） どうぞ。

○9番（福永桂子） 条例により強固な規制をかけるために、対象地域について「禁止区域」指定を取り入れてはいかがでしょうか。また、太陽光発電施設を特定の区域や一定規模の範囲等で規制することも視野に入れて、検討を進めていく場合においては、届出制ではなく許可制とすべきではないでしょうか。

○議長（馬場 衛） 環境部長。

○環境部長（石田裕之） お答えします。

関係法令等において、再生可能エネルギー発電設備を設置することで、災害の発生や自然環境、優れた景観、周辺地域に対して特に影響が懸念される区域を抑制区域として設定し、特段の配慮を求められることがあります。湖西市内には、関係法令等で禁止区域に設定されている区域はありません。本条例において、独自に禁止区域とすることは困難であり、過剰な規制をかけることは財産権の侵害となるおそれもございます。

また、太陽光発電設備の設置に関する事務については、禁止行為の解除に該当するものではございませんので、許可制でなく届出制としております。条例において、事業着手に当たっては、事前に市長の同意を得ることを要件としていることから、許可制に近い形での運用となっているものと認識しております。

以上です。

○議長（馬場 衛） 福永桂子議員。

○9番（福永桂子） 現状での市の見解は分かりました。確かに、第12条で市長の同意条項があります。そして許可制と同じような強制力はあると私も思います。ただ、他自治体と比較しまして、湖西市の条例は厳しいほうだとは思いますが、やはり何らかの制限が必要ではないかと考えています。

私は、10キロワット以上の産業用は許可制にし、10キロワット未満の住宅用は届出制にして、市の関与があるようにするをお勧めします。

では10番。

○議長（馬場 衛） 10番ですね、どうぞ。

○9番（福永桂子） 条例第9条において、地域住民の同意や協定書の締結を義務づけてはいかがでしょうか。

○議長（馬場 衛） 環境部長。

○環境部長（石田裕之） お答えします。

地域住民等の理解を得ることや、協定の締結・同意書の取り交わしを義務化することは、土地所有者の財産権の侵害や事業者の事業活動を過度に制約することになるおそれがあるため、条例で義務化することは困難と考えています。また、自治会に対しても地域全体の合意形成のための調整や判断など、負担を強いることになることも考えられます。

このような観点から、地域の合意形成の確認資料として、地域住民等への説明会報告書を提出してもらうことで抑止力となっております。

以上です。

○議長（馬場 衛） 福永桂子議員。

○9番（福永桂子） 確かに、湖西市の条例では説明会を開催し、地域住民等の理解が得られるように努めてくださいとあります。自治会への負担と言わ

れますけれども、ここに利木で太陽光発電が設置されたときの意見書の資料がこんなにたくさんあるんです。たくさん意見がある中、工事の安全対策について聞いています。その一つに、道路の安全通行のための看板設置や侵入防止柵は、実現するまでに8回ほどやり取りをしているんです。たったこれだけのことを何か月もかかっているんです。業者が利木地区の地形や日常生活、また田植の時期であることなどの知識が薄かったことにもよっています。地域住民の同意は、本当に安心して快適な住環境を守ることにつながると私は思いますので、また考えていただきたいなと思います。

では11番。

○議長（馬場 衛） どうぞ。

○9番（福永桂子） 太陽光発電設備等が設置された後、管理の仕方いかんによっては地域に様々な影響を与えます。そのため、適正管理や処分等に関する規定を置くものも少なくありません。

より効果のある規制をかけるなら、違反行為に対して罰則規定を置くべきではないでしょうか。

○議長（馬場 衛） 環境部長。

○環境部長（石田裕之） お答えします。

罰則規定を設けることは、確かに遵守を確保する一方で、市民との関係性や信頼関係に影響を及ぼす可能性があります。市民への罰則は、積極的な参画や協力を得られる環境を損なうおそれもあります。新しい規制や罰則を設ける際は、市民の理解を得ると同時に、十分な周知徹底を行うことが非常に重要です。

罰則をどのように適用し執行するのか、是正措置はどのくらいの期間を経てどのように行うべきかなど、適正に運用できるものでなければならぬため、具体的な規則づくりは容易ではありません。また県内、他市町を見ても罰則規定を設けているところはございません。以上のことから、今のところ罰則規定を設ける考えはございません。

以上です。

○議長（馬場 衛） 福永桂子議員。

○9番（福永桂子） 法的にこれを入れ込むということが大変なことは分かります。しかし、徹底した

周知などと言われますけれども、今現に湖西市では災害で困っている市民がたくさんいるということなんです。より効果のある規制をかけるの意味は、条例に罰則規定を入れる重みにあります。罰金刑は事業者にとってペナルティーであり、今後不利益になるはずなんです。また、市が本気で取り組んでいるのを徹底する意思の表れになることです。なので、悪徳業者をどう定義したらいいか分かりませんが、そういう業者がたくさんやってきて、ここは条例なども緩いし、湖西市にやってきてこのような土地を買い占めて、住民が分からないうちに窓の外に太陽光がつくられてしまっているというようなことが、本当に起きる可能性が高いんです。なので、これらのことを念頭に再度お考えになっていただきたいと思います。

また、神戸市などは条例にこの罰則規定を入れています。

では12番。

○議長（馬場 衛） どうぞ。

○9番（福永桂子） 湖西市でカーボンニュートラルの推進を図っていく意思がおりなら、条例に太陽光発電設備の促進規定も追加してはどうでしょうか。

○議長（馬場 衛） 環境部長。

○環境部長（石田裕之） お答えします。

カーボンニュートラルの推進に当たり、再生可能エネルギーの確保は必要不可欠なものであります。本条例は、太陽光発電を主軸とする再生可能エネルギーの導入促進を大前提とし、適正な設置が図られることを目的としたものですので、今回の御質問の背景や目的にありますように、周辺住民の自然環境や生活環境への影響に配慮するものとして、適正な設置を前面に出させていただいた表記としております。

太陽光発電設備の促進につきましては、引き続き脱炭素に向けた取組の一環として進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（馬場 衛） 福永桂子議員。

○9番（福永桂子） 適正な設置、物すごくあやふ

やなお答えなんですけれども、今後、自然エネルギー推進が加速する中、対策の一つの課題としてお考えになってください。

では、13番に入ります。

○議長（馬場 衛） 13番ですね、どうぞ。

○9番（福永桂子） 環境省は、平成28年4月に太陽光発電事業の環境保全対策に関する自治体の取組事例集を公表しています。これらの先行事例を参考に、景観形成条例などを策定してはいかがでしょうか。

○議長（馬場 衛） 環境部長。

○環境部長（石田裕之） お答えします。

環境省が公表しました太陽光発電事業の環境保全対策に関する自治体の取組事例集、こちらは有益な情報源ですが、それらを参考にして景観形成条例の策定を進めることについては、現状を踏まえると現時点でその必要性を認めることは難しいと考えております。

市におきましては、新居関所周辺地区の景観条例が制定されておりますが、今後、必要とされる区域において、保全すべき自然環境や景観、住環境などへの影響を十分考慮した上で、検討を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（馬場 衛） 福永桂子議員。

○9番（福永桂子） 何を根拠に必要性を認めることは難しいとおっしゃっているのか、ここでは明らかにはなりません。また課題といたします。

太陽光発電設備設置に関しては、様々な法令や事業者の専門的な知見が必要な分野です。市民にとっては、先ほども申しましたように分かりにくい領域ですので、湖西市として総合的に理解しやすい制度体系を市民に示すことも必要だと思うんです。そのためにも、景観形成条例などが有効ではないでしょうか。

それでは、最後の質問です。

○議長（馬場 衛） どうぞ。

○9番（福永桂子） 湖西市のカーボンニュートラルの実現に向けて、再生可能エネルギーとして有力な手段の可能性についてどのようにお考えでしょう

か。また、きめ細かいカーボンニュートラルへの取組の体系指針を示すなどして、整備すべきではないでしょうか。

○議長（馬場 衛） 環境部理事。

○環境部理事（村山隆徳） お答え申し上げます。

再生可能エネルギーのうち太陽光発電については、自然環境や生活環境保全を念頭に置き、住宅などの屋根への設置推進のための施策を展開することに加えまして、環境保全のためのチェックを十分に行うことで、適正な設置を推進してまいります。

他方、そのほかの再生可能エネルギーとしては、風力発電、バイオマス発電、水力発電などが考えられますが、これらの様々な手段を組み合わせ、2050年度までのカーボンニュートラルの実現を図ってまいります。

また、カーボンニュートラルの取組への体系指針につきましては、本年3月策定の湖西市地球温暖化対策実行計画におきまして、4つの施策の柱、例えば省エネルギーの推進と再生可能エネルギーなどの普及などですが、そういった4つの施策の柱ごとに具体的な取組内容をお示しさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（馬場 衛） 福永桂子議員。

○9番（福永桂子） ありがとうございます。本当に立派な御説明ありがとうございます。

風力発電なんですけれども、どれぐらいの割合で考えられているか、今分かっているところでお答えしていただけたらうれしいです。

○議長（馬場 衛） 環境部理事。

○環境部理事（村山隆徳） お答え申し上げます。

風力発電のうち、洋上風力発電の状況についてお伝えさせていただきますと、現在、近隣海域が再エネ海域利用法の促進区域には指定されてはおりませんが、事業に向けた進捗状況について報告を継続していただいている案件は3件です。そのうち1件につきましては、令和4年11月に計画段階環境配慮書の縦覧を行っており、県を通じて本市にも意見照会があり、県へ意見書の提出を行ったところでございます。その他の2件につきましては、検討状況の報

告をいただいている状況でございます。

以上です。

○議長（馬場 衛） 福永桂子議員。

○9番（福永桂子） 風力発電に関しては、静岡県に設置された10メガワット以上の総出力を有する風力発電は9か所と認識していますけれども、湖西市でどれぐらいの風力発電をされていくのかということは、これから注視していきたいなとは思っています。

また、バイオマス発電なんですけれどもこれも推進されるということで、この辺の力の入れ具合はどうですか。

○議長（馬場 衛） 環境部理事。

○環境部理事（村山隆徳） お答え申し上げます。

現在、湖西市浄化センターにおきましてバイオガス発電事業の実現可能性調査のほうを実施しているところでございまして、先日、国土交通省の下水道応用研究にも採択されたところでございます。また、こちらにつきましては引き続き実証を行っていき、また問題についてハードルをどんどん乗り越えていって、実現について目指していきたいと考えております。

以上です。

○議長（馬場 衛） 福永桂子議員。

○9番（福永桂子） 本当に頑張ってほしいです。バイオマス発電というのは、やはり一般に規模の小さいものが多いために、全国的には発電効率が低いという問題が指摘されてもいますし、加えて、バイオマスの調達が不安定という問題とか様々なものがあるんですけれども、克服して頑張っていただきたいなと思います。

ただ、太陽光発電と同じく一定の規制も必要と考えています。なので、バイオマス発電には現行の条例は対応していません、どうされるおつもりでしょうか。

○議長（馬場 衛） 環境部理事。

○環境部理事（村山隆徳） お答え申し上げます。

現在、まだ事業化に向けてまさに実証を始めたところでございますので、またその制度設計につきましてはある程度実現可能性が出てきたところで、そ

こは引き続き課題として検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（馬場 衛） 福永桂子議員。

○9番（福永桂子） ありがとうございます。条例制定なり、また条例改正も必要になってくると思いますのでよろしく願いいたします。

やはり太陽光発電が主力となります。全国的に太陽光発電に関するトラブルや課題について、私が指摘されているものを列挙してみますと、本当に結構多いんです。だからこそ、必ず市民の理解を得ながら推進していただき、将来にわたって市民の生活の安全や住環境を守り、湖西市の自然を破壊することがないように、やれる対策をしっかりとやっていただくことを申し上げておきます。

○議長（馬場 衛） 残り時間はありませんので、お願いします。

○9番（福永桂子） では、もう終わりの言葉にいたしますけれども、私たちは今日、太陽光発電設置で現に起きている、また起きる可能性が高い多くの問題点とトラブルや課題を共に認識いたしました。そして、その対応策の幾つかを共有いたしました。この機会を有効的に捉えていただき、しっかりと時間を取って熟考してください。

私は、再度カーボンニュートラルの推進について御質問いたします。そのときには、トラブル回避のための対策が大きく前進していることを期待しています。市当局はもちろん、環境部長の手腕にも大いに期待しているところでございます。

最後に、市民の信頼に応える市役所であってほしい、そう思うことをお伝えいたしまして、これで私の一般質問は終わります。

○議長（馬場 衛） 以上で、9番 福永桂子議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とさせていただきます。再開を11時10分、11時10分とさせていただきます。

午前10時56分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（馬場 衛） 休憩を解いて会議を再開いた

します。

次に、2番 山本晃子議員の発言を許します。

〔2番 山本晃子登壇〕

○議長（馬場 衛） それでは、2番 山本晃子議員どうぞ。

○2番（山本晃子） 2番 参政党 山本晃子です。通告に従いまして、質問をさせていただきます。

まず主題1でございます。

湖西市立地適正化計画を踏まえた学校再編への取組についてでございます。

質問しようとする背景や経緯。

現在、湖西市の学校再編成に関して様々な意見が寄せられ問題となっております。特に、白須賀地区においては、再編方針の中で「小学校は現状のままとし、中学校からは近隣の中学校へ通うことにする」と方向性が出されています。現在、都市整備部、都市計画課によって策定された「湖西市立地適正化計画【概要版】」には、「市役所・鷺津駅周辺、新所原駅周辺を都市機能誘導区域・居住誘導区域にします。新居町駅周辺は、大地震で津波が来るかもしれない区域のため含めません。」と書かれています。この点について質問させていただきます。

質問の目的でございます。

湖西市の職住近接によるまちづくりの考えを理解し、学校再編成案における市民の疑問を払拭するために質問いたします。

質問事項1。

○議長（馬場 衛） どうぞ。

○2番（山本晃子） なぜ津波の影響がないとされている高台にある白須賀中学校へ通っている生徒に対し、大地震で津波が来るかもしれないとされ、誘導区域から外されている新居町駅周辺から、さほど遠くない場所に位置する新居中学校へ、通学先を変更するという案が提出されているのでしょうか。

○議長（馬場 衛） 登壇して答弁をお願いいたします。教育長。

〔教育長 松山 淳登壇〕

○教育長（松山 淳） お答えをします。

令和5年5月に策定をしました湖西市立小中学校再編方針における白須賀地区の方向性につきまして

は、「小学校は現状のままとし、中学校からは近隣の中学校へ通うことにする」としております。今後、具体的な再編案を検討する際に、地域との関係性、通学距離、そして災害リスクなどを総合的に考慮してまいります。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 山本晃子議員。

○2番（山本晃子） 確認させていただきたいと思えます。そうしますと、白須賀中学校の再編案につきましても、現段階ではあくまで近隣の中学校へ通う案があるということのみということで、具体的には何も決まってないということよろしいでしょうか。

○議長（馬場 衛） 教育長。

○教育長（松山 淳） お答えをします。

再編案では、そのように示しております。その再編方針の中で、適正配置の難しさということで、2つの視点として通学距離を重視、そして行政区を重視という2つの視点において示している内容として、通学距離を重視して新居中と岡崎中に分かれて通学する例、行政区を重視して全員が鷺津中、全員が岡崎中、全員が新居中に通学する例を例として示しております。今後、検討委員会の中で検討をし、アンケート等につなげていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（馬場 衛） 山本晃子議員。

○2番（山本晃子） ありがとうございます。私自身、白須賀中学校の生徒を新居中学校、鷺津中学校、岡崎中学校へそれぞれ分けて通わせる案があるのではと思っていたのですが、それは間違った認識ということでよろしいでしょうか。それと、災害リスクの点についてももう一度お聞かせください。

○議長（馬場 衛） 教育長。

○教育長（松山 淳） では、お答えします。

先ほども申し上げましたので、繰り返しになりますが、通学距離を重視して新居中と岡崎中に分かれて通学する例を示しているところであります。災害リスクにつきましても、今後、検討委員会の中でしっかりと協議してまいりたいというふうに思ってお

ります。

以上です。

○議長（馬場 衛） 山本晃子議員。

○2番（山本晃子） 分かりました。しかしながら、今回ちょっとこの質問をさせていただいたのが、住民への説明が不十分なうちに、新聞報道があったことが一つの要因ではないかと考えております。私自身の誤解ということもあったとは思いますが、さきの定例会でも住民の意見を十分に確認しながら、業務を遂行することという附帯決議がありました。市民との十分な話し合いをぜひお願いしたいと思うのですが、住民との話し合いは今後十分になされていく、もしくは現在でも十分だというふうに考えてもよろしいでしょうか。

○議長（馬場 衛） 教育長。

○教育長（松山 淳） 議員おっしゃるとおり、地域住民の皆様との意見交換は必要だと考えております。そうした御意見や御要望には丁寧に対応し、御理解をいただきたいというふうに考えております。

昨年11月に第2回の検討委員会を開催して以来、第3回の開催は今まだできていない状況ですが、現在までに保護者、有志の会の方々と複数回、白須賀小中学校の未来をつくる会の代表者とも5月に1回実施をしているということで、次の開催に向けて地域住民の皆様と今意見交換をしているところでございます。

以上です。

○議長（馬場 衛） 山本晃子議員。

○2番（山本晃子） 承知いたしました、ありがとうございます。ぜひ、今おっしゃられたように、今の御説明だと世代間、いろんな年代の方とお話されているという理解でよいかと思うんですけれども、ぜひ今後ともそういった形で住民の皆様と意見交換を十分にさせていただいて、地域が分断されることのないよう、行政との分断がないようによろしくお願ひいたしたいと思っております。

そして、今回この質問をさせていただいた理由の一つに、現在、新居町の方々から湖西市立地適正化計画 概要版、こちらですが、こちらに書かれている「新居町駅周辺は大地震で津波が来るかもしれな

い区域のため含めません」という文言が非常に強く、小さなお子さんを持つお母様方から、「新居で子育てをしないほうがよいということでしょうか」とか、「新居から出ていくことを考えたほうがいいのですか」と尋ねられることが度々あります。また、もう少し上の世代の方々には、「とてもいい町だと思うんですけども、子供たちに今の状態だと『帰っておいで』とは言えない」と言われ、私自身、何と答えていいか分からない状況がございます。

職住近接を掲げる湖西市として、人口を増やす努力も必要だとは思いますが、まずは市民の皆さんが住み続けたいと思っていただける市民の皆さんへの分かりやすいメッセージを発信していただきまして、その上でのまちづくりをぜひお願いしたいと思います。

では、続いて主題2です。

○議長（馬場 衛） どうぞ。

○2番（山本晃子） 主題2、LGBT理解増進法に関する湖西市の認識と対応についてでございます。質問しようとする背景や経緯。

令和5年6月、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律、いわゆるLGBT理解増進法が拙速に制定されました。日本は、もともと多様な性に関しては寛容な文化であり、LGBT当事者からも理解増進法は必要はなく、理解増進と言っている時点で差別であるという意見も多くあり、国会前でデモが起きました。また、日本国憲法第14条には、「すべての国民は、法の下に平等であつて人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」という文言があり、これで十分ではないかという意見も多くあります。

しかしながら、現実には静岡県内の小学校で性の多様性について理解を深めるという目的で、小学6年生を対象に女装パフォーマー「ドラッグクイーン」を招き、しかも交際相手である男性までも会場に同伴し、子供たちに交際相手を紹介し、“自分らしく生きる大切さ”をアピールするといった特別授業が行われました。この小学校の取組を受け、子供の性

自認に悪影響を及ぼし、トラウマにもなりかねないといった批判が殺到するという事態が起き、大きな波紋を呼びました。また、東京の歌舞伎町につくられたジェンダーレストイレは「安心して使えない」、「性犯罪の温床になる」などと抗議が殺到し、僅か4か月で改装されたことは記憶に新しいことと思います。

一方、海外では保護者の知らないところで子供たちが洗脳され、自分の性に違和感を持った子供たちが薬物投与に始まり、挙句の果てには男性器や乳房の切除手術を行って、取り返しのつかないことに発展するという事態が数多く起きております。そして、それに反対をする親は虐待と扱われ、大きな社会問題となり、各地で分断が起き、反LGBTQ法案が急増しています。これらを踏まえ、湖西市でのLGBT理解増進法の取組に関して、確認させていただきたいと思います。

では、質問の目的です。

LGBTにかかわらず、どのような差別もあってはならないという考えに基づき、湖西市におけるLGBT理解増進法の取組が行き過ぎたものにならないよう、全ての市民が安心して暮らせるよう子供たちの教育も含め、確認させていただきます。

質問事項1です。

○議長（馬場 衛） どうぞ。

○2番（山本晃子） LGBT理解増進法では、地方公共団体の役割として、多様性に関する国民の理解の増進に向けた施策の策定、実施、知識の着実な普及等に必要な措置を講ずるよう努力義務を課しているが、政府においては基本方針や指針の策定を検討している段階にあります。

湖西市における具体的なアクションを検討するに当たり、行き過ぎた取組にならないよう、基本方針や指針の策定をもって検討すべきだと考えますが、市としての考え方を伺います。また今後、湖西市において条例の制定や職員に向けたガイドラインの策定予定はありますか。

○議長（馬場 衛） 市民安全部長。

○市民安全部長（山本健介） お答えいたします。

施策を行う際は、性的指向及びジェンダーアイデ

ンティティーの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律の基本理念にのっとり、国や県、ほかの自治体との連携を図りつつ行ってまいります。

また、現時点におきましては市独自の条例制定や職員向けガイドラインの策定は予定しておりません。以上です。

○議長（馬場 衛） 山本晃子議員。

○2番（山本晃子） ありがとうございます。現時点というお話だとは思いますが、市として独自の制定の予定はないということで、少々安心しております。

では次に、2番に。

○議長（馬場 衛） どうぞ。

○2番（山本晃子） 2番、令和4年4月に、湖西市ではパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度が実施されましたが、現在までの利用者数をお教えください。

○議長（馬場 衛） 市民安全部長。

○市民安全部長（山本健介） お答えいたします。

5月31日現在の数字でございますが、宣誓制度を利用したのは3組でございます。

以上です。

○議長（馬場 衛） 山本晃子議員。

○2番（山本晃子） この湖西市のパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度は、LGBTの方に限らず、様々な事情により現行の婚姻制度を利用できない、しない事実婚の方も含まれているというこの理解でよろしいかと思いますが、全てを含めて3組ということではよろしいですね。

○議長（馬場 衛） 市民安全部長。

○市民安全部長（山本健介） お答えいたします。

宣誓制度を利用した方の属性の内訳につきましては、制度利用者の方の性的指向やジェンダーアイデンティティーといった情報を保護するため、現在公開はしておりません。

以上です。

○議長（馬場 衛） 山本晃子議員。

○2番（山本晃子） 非公開ということで、全てを含んで3組ということを理解いたしました。

では、3番に移らせていただきます。

○議長（馬場 衛） どうぞ。

○2番（山本晃子） 3、湖西市において男女共用トイレ、いわゆるジェンダーレストイレの設置計画及び男女共用更衣室の設置予定はありますでしょうか。

○議長（馬場 衛） 企画部長。

○企画部長（山本敏博） お答えいたします。

市としましては、まずは和式トイレの洋式化を進め、次に多目的トイレの整備のほうを先に進めてまいりたいと考えております。

男女共用トイレ、いわゆるジェンダーレストイレですとか男女共用更衣室の導入につきましては、まだ導入の実績が少ないこともありますので、今後の検討課題とさせていただきます。

以上です。

○議長（馬場 衛） 山本晃子議員。

○2番（山本晃子） ありがとうございます。現在では予定はないということで安心いたしました。

私自身の体験なんですけれども、ごく最近のお話です。朝早く高速道路のサービスエリアのトイレを利用いたしまして、個室から出てきたところで前方から、上から下まで同じ服装をしましたお二人が手をつないで二人で歩いて来られて、1つの個室に入っていくというシーンに遭遇いたしました。非常に驚くと同時に、ちょっと怖いなと思ったわけなんですけれども、もしかしたら介護が必要だった方なのかもしれないと思うものの、トイレというのは非常にプライベートな空間ですし、犯罪にもつながりやすい場所とも言われています。今後、市民の知らない間に、いわゆるジェンダーレストイレや男女共用更衣室ができてしまったなどということがないように、くれぐれもお願ひしたいと思います。

では、続いて4番に。

○議長（馬場 衛） 4番ですね、どうぞ。

○2番（山本晃子） 湖西市の出前講座には、No.41、講座名「性の多様性ってなあに？」、講座内容「LGBT理解増進法」といった国の法律やパートナーシップ宣誓制度など、市の取組について説明しますという講座がありますが、LGBTの周知啓発の現状と課題をお伺ひいたします。

○議長（馬場 衛） 市民安全部長。

○市民安全部長（山本健介） お答えいたします。

性の多様性についての周知といたしましては、市民向けセミナーや出前講座等を行っております。また、市ウェブサイトにおきましては、県などが行っております「LGBT相談」を案内したり、男女共同参画事業の一環として、広報こさいへのコラム掲載などを行っております。

課題といたしましては、LGBTの認知度が県や近隣他市と比べ、必ずしも高いとは言えない調査結果もございますので、今後も適切な周知啓発を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（馬場 衛） 山本晃子議員。

○2番（山本晃子） ありがとうございます。適切などというのが、ちょっと感覚的な問題なので私は安心していいのかが分かりかねるところではあるんですけども、その出前講座の中に包括的性教育が含まれているということはありますか。

○議長（馬場 衛） 市民安全部長。

○市民安全部長（山本健介） お答えいたします。

こちらのほうは入っておりません。

以上です。

○議長（馬場 衛） 山本晃子議員。

○2番（山本晃子） ありがとうございます。包括的性教育は含んでいないと伺い、安心いたしました。では、5番に移ります。

○議長（馬場 衛） どうぞ。

○2番（山本晃子） 湖西市において、幼稚園、小学校、中学校でのLGBTに関する教育の実施及び今後の予定を教えてください。

なお、実施しているあるいは実施を予定している場合、LGBT理解増進法第10条に当たる心身の発達に応じた教育となっておりますでしょうか。

○議長（馬場 衛） 教育長。

○教育長（松山 淳） お答えをします。

まず幼稚園につきましては、LGBT理解増進法により、LGBTに関する教育の対象外とされておりますので実施しておりません。

小中学校において、LGBTに関する教育は人権

教育に含まれますが、LGBTを特別に取り上げて
いるわけではありません。人権教育の授業では、
様々な人権に関する事象の中から、児童生徒の発達
段階に応じた課題や事例を選び実施しており、今後
も変更する予定はありません。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 山本晃子議員。

○2番（山本晃子） ありがとうございます。人権
教育の範疇ということを理解いたしました。今後も
特にはそういった予定はしていないということによ
ろしいでしょうか。

○議長（馬場 衛） 教育長。

○教育長（松山 淳） お答えをします。

先ほど申し上げましたとおり、各校において発達
段階に応じた適切な内容を選んでいるということ
です。特にLGBTについて取り上げるというこ
とは考えておりません。

以上です。

○議長（馬場 衛） 山本晃子議員。

○2番（山本晃子） それを伺いまして安心いたし
ました。ありがとうございます。

海外では、行き過ぎたLGBT教育からにわかには
信じ難いことが起き大問題になっています。なぜ、
このような否定的な報道がなされないのかというこ
とに対しては不思議に思っているのですが、私の経
験からいいますと、例えば私には兄がおりまして、
兄の友達の男の子たちとよく遊んでおりました。そ
の上、兄のお下がりを着たり使ったりしていたもの
ですから、私は当時、はやっていた仮面ライダーの
青い自転車に乗っていました。そして、当然私より
年上の彼らは走るのも早く格好よく見えたので、私
も男の子に生まれたらよかったのにとよく思ってお
りました。そんな思いもあり、立ったまま用を足せ
るようになりたいと思ひまして、こっそりと練習し
ていたぐらいです。今となってみれば笑い話ですが、
そんな私に当時、もしもあなたは本当は男の子なん
じゃないなどといった行き過ぎたLGBT教育を受
けていれば、もしかしたらその気になっていたかも
しれません。

私の知り合いにも似たようなことを言っている人

がいます。男同士の友情で、高校時代に手をつない
だことのある彼は、単に友達関係でもその男友達に
対してどきどきしたと言っています。しかしながら、
もしもLGBT教育がなされていたら、彼も自分は
LGBTかもしれないと思い悩んでしまった可能性
は高かったかもしれないとも言っています。

思春期までの子供たちの多くは、まだ自分自身
の性の判断も曖昧な時期で揺らぐこともあると思ひ
ます。もちろん悩んでいるのであれば、心のケアこそ
重要だと思いますが、早々にそういった知識を植え
付けることは非常に危険だと考えております。決し
て、海外で起きていることは対岸の火事ではないと
考えております。もし万が一、LGBT教育に関し
て特化されたことをされる場合には、先ほど私が冒
頭で御紹介したような、保護者の知らないところで
ドラグクイーンの方を小学校に招いて問題になっ
たようなことが起きないように、事前に保護者の皆
さんに周知して、保護者の方に納得をしていただいた
上で行っていただくようお願いしたいと思います。
では、続いて6番に。

○議長（馬場 衛） 6番ですね、どうぞ。

○2番（山本晃子） 湖西市立図書館に配架されて
いるLGBT関連の本が約50種類、70冊ありますが、
それらの本は誰によってどのような方法で選定され
ているのでしょうか。

○議長（馬場 衛） 教育長。

○教育長（松山 淳） お答えをします。

図書館職員が湖西市立図書館資料収集基準にの
つとり、毎週情報提供されます新刊リストの中から図
書を選択し、月2回行われる選書会議において類似
図書の所蔵状況、公益社団法人日本図書館協会や公
益財団法人図書館振興財団の推奨度合いなどを参考
にして審査をし、選定しております。

以上です。

○議長（馬場 衛） 山本晃子議員。

○2番（山本晃子） 湖西市立図書館資料収集基準
にのつとり、推奨度合いを参考に選定されていると
いうことですが、例えば蔵書に対して、何%LGBT
関連の本を置くなどという基準はあるのでしょうか。

○議長（馬場 衛） 教育長。

○教育長（松山 淳） お答えをします。

そのような基準、割合についてはないものと考えております。

以上です。

○議長（馬場 衛） 山本晃子議員。

○2番（山本晃子） では、あくまで感覚的なもので置かれているという理解でよろしいですか。

○議長（馬場 衛） 教育長。

○教育長（松山 淳） お答えをします。

資料収集基準にはこのように定めてあります。資料の選定に当たっては、選定者の個人的趣味や意向、感心事に偏ることなく、常に情報交換に努めて行うものとし、館員の合議によって館長が決定するというふうに定めておりますので、個人の趣味であるとか偏りが出ることがないように努力をしています。

以上です。

○議長（馬場 衛） 山本晃子議員。

○2番（山本晃子） 選定者の感心事に偏ることなくというお答えでしたが、そうしますと私としましてはこの5万8,000人切る人口の中で、約50種類、70冊のLGBTの蔵書というのはちょっと多いような気がするのですが、これに関しては、市としては恐らく問題はないということでこういったことになっているかとは思いますが。ただ、そうしますと世の中にはLGBTを推進するという本がある一方、行き過ぎたLGBT教育による弊害や問題提起について書かれている本も出版されているわけなんですけど、そういった本は湖西市の図書館に何冊ぐらいあるのでしょうか。

○議長（馬場 衛） 教育長。

○教育長（松山 淳） お答えをします。

図書館のほうで検索をしましたが、確認することはできませんでした。このいわゆるアンチLGBT教育について書かれた本の流通は極めて少なく、選書会議にリストアップされる機会が少ないことが要因ではないかと考えております。

今後、中立公平な立場で、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集し、バランスのよい選書に努めて

まいります。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 山本晃子議員。

○2番（山本晃子） ぜひ、中立公平な立場で反LGBTと言っていいかわかりませんが、LGBTが行き過ぎたものが問題だよという本も蔵書していただきたいなと思います。

そうすれば、海外で行き過ぎたLGBT教育がどのような結果をもたらしているのか、またLGBT当事者の皆さんが、どのような警鐘を鳴らしているのかということが書かれた本を読むことによって、市民の御理解もいただけますし、職員の皆様にも御理解いただけるかと思っておりますので、ぜひ今おっしゃっていただいたような中立公平な立場で選書していただけたらと思います。よろしく願いいたします。

では、7番に。

○議長（馬場 衛） どうぞ。

○2番（山本晃子） 7番、中学校学習指導要領

「生きる力」[保健分野]3内容の取扱い(3)に、妊娠や出産が可能となるような成熟が始まるという観点から、授精・妊娠までを取り扱うものとし、妊娠の過程は取り扱わないものとする」と書かれているにもかかわらず、湖西市立図書館には妊娠の過程を含む中学校の教科書にも載っていないような内容が、詳細にイラストを用いて記載されている本が、湖西市立中央図書館児童開架室に置かれている理由を教えてください。

○議長（馬場 衛） 教育長。

○教育長（松山 淳） お答えをします。

図書館の本は、日本十進分類法に従い分類されております。そのため、それによって配架する棚が決まりますが、児童書として流通している図書につきましては、児童開架室に置いております。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 山本晃子議員。

○2番（山本晃子） 日本十進分類法というのは、背表紙に貼られた番号のことだとは思いますが、この番号によってこれらの多くが配架される棚が決まるということは理解いたしました。私が図書館で確認したところ、湖西市立中央図書館と新居図書

館では配架の位置が違いました。中央図書館では児童開架室に置かれていた本が、新居図書館ではティーンの本棚に置いてありました。このことから、必ず日本十進分類法順に置かなければならないわけではないかと思っております。

何が言いたいかと申しますと、この児童書とされている本の中には性交渉のイラストや詳細な男性の性器、詳細な女性の性器などのイラストが描かれ、部位の名称が細かく書かれています。しかも何冊もあり、幼い子供たちがいつでも手に取れる児童開架室に置かれている状態です。

そして、先ほど湖西市立図書館には約50種類、70冊のLGBT関連の本が配架されていると申し上げましたが、電子図書などがありダブっている本があるためにこういった数の表現にさせていただいているわけなのですが、この約50種類のうち33種類が児童書なんです。なぜ、LGBT関連の本が一般書よりも児童書のほうがこのように多く配架されているのか、私には非常に疑問に感じているんです。

私は、これらの児童書と呼ばれる本を初めて見たときに大変驚きました。正直、子供には見せたくないという本が何冊もありました。仮に、あらかじめこれらの本にはそういった内容が書かれていると理解した上で、性交渉のイラストや性器のイラストを見たのであれば、そこまでの気持ちにはならなかったのかもしれませんが、大人の私が見ても非常に驚きましたし、あまり気分のいいものではありませんでした。

実際のコピーを参考資料としてお見せできたら非常に分かりやすかったとは思いますが、著作権の問題で許可いただけませんでしたので、私がどのくらい驚いたかということが伝わりにくいかと思います。そこで、湖西市内の小学生の子供を持つ保護者の方とお孫さんを持つおばあちゃん、おじいちゃん、30人ほどに対象の本を見ていただいた感想を御紹介したいと思います。

皆さん様に、これらの本が図書館の児童開架室に置かれているということに大変驚かれ、「子供には見せたくない」、「幼い子供が見たらショックを受けるのでは」、「LGBTと性教育は分けてほし

い」という御意見でした。そうは言いましてもこういった時代ですので、性教育を御家庭でしたいという方もいらっしゃるでしょう。そういった目的で保護者の方の管理下の下、子供が見るのであれば、それは御家庭の考え方ということでいいのかもしれないと私も思ったりはいたします。しかし、であるならば児童開架室ではなく、大人用といいますか一般向けの書棚に置くべきではないのでしょうか。また、どうしても子供のコーナーにということでしたら、せめてティーンの本棚に置いていただきたいと考えますが、せめてこの辺りの置く場所を配慮するというお考えについていかがでしょうか。

○議長（馬場 衛） 教育長。

○教育長（松山 淳） お答えをします。

まず、公共図書館の使命といいますか役割ですが、社会教育、生涯学習の拠点として表現の自由及び知る自由を保障するというものがありますので、先ほども申し上げましたが、様々な立場の方たちに公平中立な立場で選書をしてまいりたいと思います。

先ほど十進分類法に沿ってというお話をさせていただきましたが、児童書も一般書も同じ十進分類法で分類をされています。流通の段階で、これが児童書だよというふうに流通したものについては、児童書というふうに判断をして児童開架室に置いているものです。

ティーンズにつきましては、各図書館で判断をして、児童書の中から少しこれは中高生向きのものだなというものにつきましては、ティーンズのほうに置いているということでもありますので、今御意見もいただきましたので、今後、児童開架室に置くべきものなのか、ティーンズに置いたほうがいいのかというのは、また判断するときの一つの材料とさせていただきますというふうに思います。

以上です。

○議長（馬場 衛） 山本晃子議員。

○2番（山本晃子） ぜひ御検討いただきたいと思えます。

私、先日、市内のある小学校を訪れまして図書館を見学させていただきました。その小学校に置かれていたLGBT関連の本は1冊のみで、しかも保健

室に置かれ、保健室の先生の管理下の下、児童が読むことができるという配慮がなされていました。

先ほど申し上げましたように、中学校学習指導要領に授精・妊娠までを取り扱うものとし、妊娠過程を取り扱わないものとするところとある以上、それが正しい扱いではないのかと私は考えております。ぜひ、子供たちの成長段階にふさわしい教育・配慮をお願いしたいと思います。また、先ほど湖西市立図書館資料収集基準にのっとり選定されているとの御答弁がありました。その湖西市立図書館資料収集基準4、資料別収集基準（2）児童図書欄には、一般図書の基準に準じ、次の事項に留意して児童が読書の楽しみを発見し、その後の読書習慣の形成・継続に役立つよう資料を収集するとあります。そして児童書②学校の教科書に対して周辺のなものを収集するとあります。このことから、私は矛盾を感じているのですが、ぜひこの辺りのことに関しても再度、御検討・御確認をお願いしたいと思います。

では、8番に。

○議長（馬場 衛） 最後の質問ですね、どうぞ。

○2番（山本晃子） 8番、湖西市立図書館に配架されているLGBT関連の本の中には、性教育とLGBT教育が混在し過ぎている本が数多く見受けられます。これについて、市としてのお考えをお聞かせください。

○議長（馬場 衛） 教育長。

○教育長（松山 淳） お答えをします。

議員がおっしゃるような本も配架をしていますが、公立図書館は生涯学習の拠点として広く市民の文化、教養、調査、研究、趣味、娯楽等のあらゆる分野の要求に応じられるよう幅広く資料を収集し、選書が偏らないように注意しております。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 山本晃子議員。

○2番（山本晃子） 広く市民の文化、教養、調査、研究、趣味、娯楽というところに私は引っかかったんですが、承知いたしました。

ただ私は、今の質問で子供への影響という意味でのお考えをお伺いしたかったので少々残念には思っているんですが、市としては今の御答弁から balan

スよくということなのかなとは理解いたしました。

私がただ問題にしている本は、性教育では性交渉や避妊の仕方、避妊具などがイラストとともに描かれています。そしてLGBTの面では、LGBTQに関する大人の社会にもまだ浸透していないような、性の種類まで具体的に詳細に書かれ、薬物によるホルモン治療や胸の切除手術などのことが書かれているものまであります。そしてこれらの治療は、通常は18歳からしかできないが、場合によっては15歳からでも可能などという記述もなされています。こういった内容が書かれたものが、児童開架室に置かれているわけです。

私の話で恐縮ですが、私は子供の頃から本が大好きで、よく図書館に通っていました。そして、本の世界に入り込み空想をしたり、主人公の体験をまるで自分が体験したような気持ちになったり、本に書かれていることに憧れたり、行ってみたい、体験したいと思ったものです。子供の頃の本との出会いは、そのぐらいその後の成長過程において影響が大きいと考えています。今でも図書館は大好きな場所で、よく市役所に来たついでに寄っています。そうしますと、きれいなお花がいつも飾られ、職員さんが手作りしてくれたと思われるとてもかわいらしい四季折々や、うなぼんなどの手作りの飾りつけがされていたりととても心が和みます。そういったことから、職員さんの市民の皆さんに喜んでもらいたいという気持ちがとても伝わってきます。湖西市立図書館はそんなすてきな場所だと思っていますし、今後もぜひそうあっていただきたいと思います。

繰り返すにはなりますが、現在海外ではトランスジェンダーだという子供たちが急増し大問題になっています。保護者の知らないところで過度な教育がなされ、性の本質もまだ分からない子供たちに不必要な知識を教育し、思い込みや洗脳によって悲劇が起きているという現実もあります。恐らく、今聞かれている方の大半は「そんなばかな、日本でそんなことが起こるはずがない。海外と日本と一緒にするな」と思われて聞かれている方も多いことと思います。しかしながら、海外で起きたことは時間差さえあれど、過去の例からも必ず日本で起きています。

子供の私が今の時代にタイムスリップをして、今回私が問題にしている性教育の混在したLGBT関連の本を幼い頃に手に取っていたら、恐らくショックを受け、それと同時に様々な想像力を働かせてしまうでしょう。そして、子供心に見てはいけないものを見たという気持ちを持つ反面、私の場合は恐らく好奇心が勝ると思います。それによって、どのような影響を受けるかは分かりませんが、間違いなく幼い心に何かが残ると思われま

す。現在、日本国内でもLGBT理解推進法を積極的に推進している自治体があります。海外で起きているように、市民が気づいたときには手後れとならないように、湖西市には国が進めるから猛進的に進めるということがくれぐれもないよう、市民の安心・安全、幸せを第一に考えていただきたいと思います。また、性が堂々と語られることに難色を示す市民も多くおられます。私もその1人です。本来、日本人が持っている奥ゆかしさの文化も大事にすべきだと考えます。そして、LGBT当事者の方々の中でもそっとしておいてほしいという意見も多いようです。

昨日、先輩議員のマイナカードの一般質問の中で、病歴は個人情報であって知られたくないというお話がありました。性自認も同様に、知られたくないと考えている方も恐らく多いことと思います。それなのに、当事者でもない私たちが詳細を知る必要が果たしてあるのでしょうか。どんな差別もいけない、これで十分だと私は考えます。

以上をもちまして、私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（馬場 衛） 以上で、2番 山本晃子議員の一般質問を終わります。

○議長（馬場 衛） 次に、7番 滝本幸夫議員の発言を許します。

〔7番 滝本幸夫登壇〕

○議長（馬場 衛） それでは、7番 滝本幸夫議員どうぞ。

○7番（滝本幸夫） 7番 滝本幸夫でございます。本日は、ごみ出しルールの問題点について質問させていただきます。

質問しようとする背景や経緯。

令和6年4月1日よりごみ出しルールが変更され、約2か月が経過しました。利便性が向上された一方で、ルール違反や違法行為も目につきます。担当の部署だけではなく、市役所内や回収に携わっている現場の方々、自治会、町内会から意見や対処方法を聞き、実情に合ったごみ出しと回収を実施していただきたい。

質問の目的。

ごみの片づけは、生活のリズムをつくっていく上でもとても大切なことであり、地域の人々の輪を築いていく上でも大切なことです。

海外から働きに来ている方にも分かりやすい作業説明や、手順を伝えられる方法を築いて、身近なところから接していきたいものです。

では、質問1番行きます。

○議長（馬場 衛） どうぞ。

○7番（滝本幸夫） ごみ出しルールを周知徹底するため、今後も各地域の自治会と協議し、ルールをつくっていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（馬場 衛） 登壇して答弁をお願いいたします。環境部長。

〔環境部長 石田裕之登壇〕

○環境部長（石田裕之） お答えします。

ごみ出しルールの周知について自治会と協議を行い、各地域、各ごみステーションの状況に合わせて現在対応を行っております。ルールを守らない方に対しては、ごみステーションに直接貼り紙を掲示し徹底を促したり、違反ごみが出された場合は警告シールを貼り持ち帰りを促すよう対応しております。

なお、本年度からは特に燃やせないごみに発火の危険性が高いスプレー缶やカセットボンベ、バッテリーなどが混入しないよう、広報や貼り紙を行っているところであります。

以上です。

○議長（馬場 衛） 滝本幸夫議員。

○7番（滝本幸夫） 今まで私のところにも、すぐ目の前にごみの収集場所がありまして、観察もさせてもらってますけれども、分かっている方はいいん

ですけれど分からない方が何回やっても分からないんです。ですから、どうしたらいいのかなと思って非常に考えてるんですけれども、燃やせないごみの発火の危険性が高いつて、これももちろんなんですけれども、違反ごみが出された場合の警告シール、これに対してはどういう処置を取られてますか。貼ってあるのは分かっているんですけども、貼ったものが持ち帰られてるのか、それとも市の人間が来たときに持って帰ってるのか、その辺の状況っていかがですか。

○議長（馬場 衛） 環境部長。

○環境部長（石田裕之） お答えします。

残されたごみ、こちらにつきましては一時的にはそこに置きますが、やはりその後の収集において機能を損なうそういった場合は、一時的に市のほうで回収しております。その際に、状況写真を撮って、その写真をそのごみステーションに貼ったり、あとは自治会さんをお願いして回覧物として回していただいたりして、やはりこういった残置物が残らないよう注意を促す、そういった対応をしております。

以上です。

○議長（馬場 衛） 滝本幸夫議員。

○7番（滝本幸夫） 状況は真面目にやっていたら、私もよく見るので分かるんですが、もう一回、やっぱり講習をしていただいて、本当に分かったかどうかというところで、疑ってはいけないんですけど、年を取ると忘れちゃうんですよ。そうすると、独りで住んでる方は特にそうなんですけど、「いかんかったかいね」という田舎の言葉で言うとかそういう言葉になっちゃうんです。いいか悪いかじゃなくて、その人に分かるようにしなきゃいけないんで、非常に難しいんで。自分とこの家の前のは見てれば分かるものですからいいんですけど、それが全部のところ浸透してるかどうかというのはちょっと疑問なものですから、その件ももう一回検討していただいて、何かできないかなと思います。意見を出せと言われれば出しますが、そういう問題じゃないと思いますし、住民の年代の高いところは特にそれがありますし、ヘルプをしてあげたくてもできないような状況までつくられてるっていうの

かな、人が減って空き家が増えてとかそういう理由がいっぱいあるものですから、もう一回現場と接していただいて、やっていただけないかなとかいうふうに思ってますので、いかがでしょうね。

○議長（馬場 衛） 環境部長。

○環境部長（石田裕之） お答えします。

今回4月から大きなごみ出しルールの変更がございました。その変更以降、ステーションの容量とか新しいルールの遵守状況がどうなのかということで、廃棄物対策課の職員が随時パトロールを行っております。その際、実際に市民の皆さんと接する場面もございまして、顔と顔が見える関係づくりとしていろんな意見も頂戴しております。さらには、各自治会から最近はい多いですけれど、要望書としてやはりごみステーションの増設であったり、そういった部分の御相談もいただいて、即時に対応させていただいてるというような状況でございますので、引き続きそういった対応をしてみたいと考えております。

以上です。

○議長（馬場 衛） 滝本幸夫議員。

○7番（滝本幸夫） 分かりました。第2問については、じゃあ食後ということでよろしいですか。お願いいたします。

○議長（馬場 衛） ちょうどここでお昼の合図が出ましたので、休憩をさせていただきたいと思えます。それでは、暫時休憩とさせていただきます。再開を13時とさせていただきます。

午後0時00分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（馬場 衛） 休憩を解いて会議を再開いたします。

引き続き、7番 滝本幸夫議員の一般質問を行います。主題1、質問要旨2番からとなります。滝本幸夫議員、どうぞ。

○7番（滝本幸夫） ちょっと間を置きましたけれども、就労等で在住する外国人に対するルールの周知徹底が十分でないと感じますが、どのような対策を実施しているんですか。

○議長（馬場 衛） 環境部長。

○環境部長（石田裕之） お答えします。

ごみカレンダーやごみ分別アプリ「さんあ〜る」では、日本語のほかポルトガル語、スペイン語、英語、中国語の4か国語を現在用意しております。ここ数年でベトナム語、インドネシア語の需要も高まっているということから、この2か国語を追加できるよう現在検討を進めているところであります。

また、ごみステーションの貼り紙につきましても、自治会さんと相談しながら必要に応じ、多言語に対応しているというところであります。

以上です。

○議長（馬場 衛） 滝本幸夫議員。

○7番（滝本幸夫） 実際、やっぱりその場に立ち会って話をしたりとかいうところに来ますと、自分が言語を理解できてないということなんで、どういうふうに聞いたらいいか分からないというのが結構いるんです。スペイン語とか英語、英語も駄目か、中国語、ポルトガル語というふうにあるんですけども、今直面してるのはインドネシアの方がちょうどうちのすぐそばに来られて、お話をしようとしてるんですが中身が分かんないんです。ごみの場所はここだよとか、そのぐらいのことは言えるんですけども、曜日を教えたりだとかそういったところまでいくと、なかなかこちらが理解してないというのものあるんですから説明できない、手までぐらいでしかできないんで、ですからそういったところをやっぱり入っていかないと無理かなという気がします。

一つは、教えていただきたいなと思ってるのは、企業のほうからどの辺に住んでるよとかそういう情報は来るんでしょうか、その辺ちょっと教えてもらえますか。

○議長（馬場 衛） 環境部長。

○環境部長（石田裕之） お答えします。

まず、確かに国籍、どこの国の方がどちらに住んでいるのかなということ、やはり居住者の国籍把握というのが必要だというふう感じておまして、現在、廃棄物対策課が市民課と相談しながら現在進めているところであります。そういったことから、企業さんから情報をもらうことも必要ですが、まず

市でできることを進めて、今後地域に合った対応策、それを個別に自治会さんと協力しながら取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（馬場 衛） 滝本幸夫議員。

○7番（滝本幸夫） 今おっしゃったように、自治会と協力するのは当然やっていかないといけないわけなんです、その自治会というのはずっとそこにいる人ばかりじゃないもんですから、どんどん変わっていくので、そうすると不特定多数の状態になってしまうわけですよ。知ってる人、知らない人が混じって。なおかつ、自分の近隣に外国人が住んでいるという前提で考えないといけなくなってきますし、じゃあ一体何か国語を覚えればいいのかって話になるので、それだとちょっと難しい部分があるんで、何かいい方法ないですかねということなんですけども、今日も新聞に空き家の購入でお試しをするというのが載ってたと思うんですけど、こういうことが出てくるとどんどんもっと増えるんじゃないかと思うんですよ。お年寄りとかはなかなか移れないし、場所も分からないし、会話も交わせないと余計につらいんで、ごみというのは一つ集まる場所としては、非常に地域としては考えやすい場所なんです。ですから、そこを生かせるような何か工夫というのがあったらいいなと思ってるんですけど、そうすれば言葉が通じればもっともっと笑顔も出てくるしコミュニケーションも取りやすいのかなと思うので、その辺の部分はどうでしょうか、ちょっとお聞きしたいなと思います。

○議長（馬場 衛） 環境部長。

○環境部長（石田裕之） お答えします。

まず、外国の方に対してごみ出しルールを知っていただくそういった機会としましては、やはり市内のそういった企業さんにごみカレンダーの外国語版を配って知っていただくとか、また実際、商工会さんから依頼があって、インドネシアの方々とごみ出しルールの出前講座というのも実際やったりしておりますし、また企業とやはり何か話合いを持つような機会を設けると、いろんな外国人従業員さんと、そういったことで情報もいただけるということもあ

るものですから、そういったところから対策を講じていきたいなって考えております。

以上です。

○議長（馬場 衛） 滝本幸夫議員。

○7番（滝本幸夫） ある程度、今おっしゃったようにそれやっていたらと非常にいいかなと思うんですけども、やはり軸になって、中心になってやっていたかきかならないのは市の方だと思うんですけど、やっぱり地域の方でもそういうことにある程度興味を持ってる方はいらっしゃると思うので、そういう人をうまく巻き込んで声かけていって、人数を増やすしか対応できないと思うんですよ。私でもいつもうちにいるわけじゃないですし、誰が対応してもいいようにしてあげないと、間違えました、取りに行きました、もう一回持ってきますよって2回、3回ってやらないといけなくなるし、年をいった方とこだと無理があるので、そういうのって持つ行ってあげられないし、場所も分かんないしっていうのがあるので、その辺をこういう形でやりますよというのをできれば確立していただきたい。ですから、企業とはどういう取組でどういうふうに、何人ぐらいの人数でやりますよとか、地域からは自治会から出すのかどこから出すのか分かんないですけども、面倒を見るの好きな人って確かにいるんですよ、地域に。ですから、そういう方をうまく協力していただくというのも一つかなと思いますので、そういう現場へ行って話し合いをしていただければ、すぐそれはある程度、実際にやってる人と話すればすぐ分かりますから、ですからそういう機会を持っていただければと思いますので、それをぜひともお願いしたいなと思います。あんまりくどくど言うてはいけないので、これで終わりたいと思います。

以上です。

○議長（馬場 衛） よろしいですか。

○7番（滝本幸夫） はい、どうもありがとうございました。

○議長（馬場 衛） 以上で、7番 滝本幸夫議員の一般質問を終わります。

○議長（馬場 衛） 次に、3番 寺田 悟議員の

発言を許します。

〔3番 寺田 悟登壇〕

○議長（馬場 衛） それでは、寺田 悟議員どうぞ。

○3番（寺田 悟） 3番 寺田 悟です。よろしくお願いします。通告書に従い、今回2題質問をさせていただきます。

1 題目、老人クラブについてです。

質問しようとする背景や経緯。

来る2025年には、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となります。団塊世代人口は約800万人と言われています。日本人口の5人に1人が後期高齢者となる計算です。いわゆる2025年問題。

高齢者人口が増加する中、少子化、人口減少は止まらず、社会保障の担い手となる労働力人口の減少で、介護保険料や後期高齢者医療保険料の増額など、社会保障費は増大し、国民負担は増える一方です。このままでは医師不足、看護師不足、介護士不足、団塊世代の超高齢化社会に伴う認知症人口の増加、核家族化による独居高齢者の増加に伴う孤独死の増加、多死社会、雇用、医療、介護など、地域や社会に与える影響は大きくなると言えます。また、これまでの年金受給年齢の引上げに加え、年金納付年齢の引き上げまで検討されているありさまです。

先日の新聞に、三重県の介護老人保健施設で、75歳の介護助手が働いているという元気なシニア女性の記事が載っていました。介護の資格がなくてもできる食事の配膳や、後片づけといった補助的な業務を担っていると紹介されていました。これからの時代、定年退職後も健康に暮らし、生きがいとやりがいを持って充実した老後を送るために、短時間労働、社会参加、ボランティアなどの地域貢献活動することが、心や体の健康維持に欠かせないと考えます。人生の「終活」も大切ですが、その前に老後を豊かに暮らす「老活」が重要と考えます。

そこで注目したいのが、長年地域に根差した活動をしてきた老人クラブの存在です。

質問の目的。

湖西市の老人クラブの現状と課題を明確にし、クラブの活性化と活用並びに「こさい高齢者プラン」

第9期計画における老人クラブの役割を確認するために質問します。

質問事項に移ります。

○議長（馬場 衛） どうぞ。

○3番（寺田 悟） 1つ目、湖西市における老人クラブの現状を伺います。

○議長（馬場 衛） 登壇して答弁をお願いいたします。健康福祉部長。

〔健康福祉部長 太田康志登壇〕

○健康福祉部長（太田康志） お答えいたします。

老人クラブの現状といたしましては、高齢者人口の増加とは対照的に、会員数は年々減少を続け、令和6年4月1日現在の会員数は1,352人で、5年前を比較して795人、率にして37%、10年前と比較して1,361人、率にして50%減少している状況でございます。

老人クラブの加入率も60歳以上の人口2万82人に対して、1,352人で7%という極めて低い数値となっております。

単位老人クラブ数についても同様で、10年前には45クラブあった単位老人クラブも、現在は28クラブに減少しており、会員数、クラブ数ともに加速度的に減少している状況でございます。

また、年齢別の会員状況についても60歳代が3%、70歳代が35%、80歳以上が62%という構成比となっております。会員の高齢化が顕著でございます。

これらの状況から、60歳代の方への加入促進、魅力あるクラブづくり、クラブ組織の活性化が喫緊の課題と捉えております。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 寺田 悟議員。

○3番（寺田 悟） 答弁ありがとうございました。

私の知るところは、令和6年4月1日現在、老人クラブ会員数が1,352人、単位老人クラブ数は28クラブ、老人クラブ加入対象となる60歳以上の人口は、ただいま答弁にありました2万82人、自治会数は41自治会あると認識しております。

老人クラブの未加入者は1万8,730人、単位老人クラブのない自治会が13自治会あるということになります。令和元年から令和5年までの過去5年間の

老人クラブ数の推移を教えてください。

○議長（馬場 衛） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（太田康志） お答えいたします。

令和元年度からの会員数、それからクラブ数の推移でございます。まず、会員数からお伝えを申し上げたいと思います。

令和元年度、会員数2,147人、令和2年度1,962人、令和3年度1,743人、令和4年度1,549人、令和5年度1,470人。

それから、クラブ数でございます。令和元年度39クラブ、令和2年度36クラブ、令和3年度35クラブ、令和4年度34クラブ、令和5年度32クラブでございます。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 寺田 悟議員。

○3番（寺田 悟） 年々クラブ数も会員数も減少していることがよく分かりました。

最近のところでは、令和5年と令和6年の単位老人クラブの数を比較すると、4クラブ廃止されたということを知っておりますが、その理由を御存じでしょうか。

○議長（馬場 衛） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（太田康志） お答えいたします。

4クラブが老人クラブを解散したわけですが、その理由としましては会長の成り手がいないということ、それから会員の高齢化により活動を継続することが困難であるというふう聞いております。また、あるクラブでは会長さんが体調を壊され、後任を探したんですけれどもそれが見つからないということで、やむなく解散したということは伺っております。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 寺田 悟議員。

○3番（寺田 悟） このクラブ数がだんだん減っているということに対して、その対策ということを考えなければいけませんけども、次の2問目と重なりますので2問目に移ります。

○議長（馬場 衛） どうぞ。

○3番（寺田 悟） 令和4年6月定例会において、他の先輩議員が老人クラブの活性化について一般質問していますが、市としての施策とその効果を伺い

ます。

○議長（馬場 衛） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（太田康志） お答えいたします。

令和4年度に老人クラブ活性化会議として、活発に活動しているクラブの代表の皆さんと計6回の話し合いを行い、老人クラブの存在価値をアピールする方法や手段について検討いたしました。

その結果、老人クラブの活性化のためには魅力的なクラブづくり、会員を増やす施策の展開、周知をPRが非常に重要であることから、これらを3本柱として今後の活動方針とすることに決定したところでございます。

今のところまだ効果は現れておりませんが、今後も老人クラブの加入促進委員会などへの参加を通じて、会員を増やす方策や自治会と連携しながら、地域の中での老人クラブの存在価値をアピールする方法や手段について効果検証を行いながら、連合会と協議を進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 寺田 悟議員。

○3番（寺田 悟） ただいまの答弁で、加入促進委員会というお話がありましたが、この構成人数とどのようなメンバーが入っているのか、年間の会議開催回数など伺います。

○議長（馬場 衛） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（太田康志） お答えいたします。

この加入促進委員会の構成メンバーですが、連合会の正副会長、それから事務局長、それと各単位老人クラブから選出された加入促進委員の方で構成されております。この開催回数につきましては、令和5年度につきましては4回開催をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 寺田 悟議員。

○3番（寺田 悟） 加入促進委員会で集まって、会員を増やす方策を検討してるとは思いますけども、先ほどの答弁でも単位老人クラブの年代別の会員構成の割合が60歳代が3%、70歳代が35%、80歳以上が62%とお答えでした。また、未加入者が1万8,730人もいる現状を考えると、60歳代の若手会員

の加入促進を図らなければ、ますます会員の高齢化が進み、会の活性化や存続は難しくなると考えます。しかし、定年退職年齢の引き上げや年金受給年齢の引き上げにより、60歳を過ぎても働かざるを得ないのが現状です。単位老人クラブの活動財源は、市からの僅かな補助金もありますが、ほとんどが自主財源の会費制と聞いております。これでは、60歳代の方々の加入促進は難しいと考えます。

そこで提案ですが、加入促進方策の一つとして入会のきっかけづくりにコーちゃんPay、健康マイレージのポイントの付与、既に入会している方に対しては毎年ボーナスポイントを付与するなど、市でできる特典付与など、お得な企画は考えないか伺います。

○議長（馬場 衛） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（太田康志） お答えいたします。

議員御提案の加入に係る特典は、加入促進のきっかけになり、また会員のモチベーションにもつながると思います。特定の補助団体に対し、市がキャッシュレス決済へのポイント付与など、入会の特典を用意することはなかなか厳しいかとは思いますが、市の事業、先ほど言われましたように健康マイレージとかをうまく活用し、特典の代用ができないか、連合会の皆さんの御意見を聞き、対話を重ねながら老人クラブの加入促進、活性化の活路を見いだしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 寺田 悟議員。

○3番（寺田 悟） そのほかにも、商工会とか観光協会などと共催による、老人クラブ会員向けの多彩なシニア特別割引とかシルバー特典、そういったことも考えていただければ、また加入促進につながるかと思しますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

続いて3番目に、お願ひします。

○議長（馬場 衛） 3番目ですね、どうぞ。

○3番（寺田 悟） 地域社会における老人クラブの位置づけと役割について、市の考えを伺ひます。

○議長（馬場 衛） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（太田康志） お答えいたします。

市としましては、老人クラブは仲間づくりを通して生きがいくつくりと健康づくりを行うと同時に、知識や経験を生かした社会参加や、地域貢献を行う組織であると位置づけております。

役割につきましては、高齢者の健康増進はもとより、地域住民の見守り活動や相談窓口、居場所づくりといった地域を豊かにする社会活動や、清掃活動、友愛訪問などのボランティア活動を通じて、福祉社会形成の担い手になっていただくことを期待しております。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 寺田 悟議員。

○3番（寺田 悟） 今年1月1日に発生した能登半島地震で、大きな被害を受けた奥能登地域の高齢化率の高い市町において、孤立した集落での避難生活で、高齢者同士の共助、友愛活動の場面が幾度となく報道され、命をつなぐ大きな要因になったことは皆さんも御承知のことと思います。これは、日頃からの交流や共同活動がいかに重要かの現れだと思います。市として、単位老人クラブの地域社会における役割と重要性を市民に積極的にPRし、より強く周知していただきたいと考えます。

また、単位老人クラブがない自治会では、隣接する自治会の単位老人クラブへの入会や会員数の少ない単位老人クラブの場合には、隣接する自治会の単位老人クラブと合併または合同活動など、活動継続のために、市が積極的な関与やサポートができないか伺います。

○議長（馬場 衛） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（太田康志） お答えいたします。

老人クラブ加入促進にはPRが非常に重要だということで、市としましては市のウェブサイト内に老人クラブが発行する機関紙「湖西いきいき通信」を掲載するなど、市としてできる支援方法を模索しながら、協力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 寺田 悟議員。

○3番（寺田 悟） ぜひとも市には老人クラブ連合会と連携して、単位老人クラブ間の潤滑油的な役割、マッチング、そういったことも期待しますので

よろしくお願ひしたいと思ひます。

4つ目の質問事項に移ります。

○議長（馬場 衛） どうぞ。

○3番（寺田 悟） 「こさい高齢者プラン」第9期計画における今後の老人クラブの存在意義について、市の考えを伺います。

○議長（馬場 衛） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（太田康志） お答えいたします。

老人クラブは、クラブでの活動を通じて地域の高齢者がお互いに健康増進や予防対策に関心を高め、共にレクリエーションやスポーツを楽しみながら、地域社会からの孤立されることなく、地域で支え合う基盤をつくり上げてこられました。

今後の超高齢社会を見据え、市も連合会や単位老人クラブとの連携を強化しながら、共に福祉社会形成に向かって進んでいくことが大切だと考えております。

こうした背景からも、社会活動に積極的に参加し、高齢者の持つ活力を生かした活動を進めようとする老人クラブは、豊かな地域社会に寄与する必要不可欠な存在であり、その存在意義は今後さらに大きくなっていくものと捉えております。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 寺田 悟議員。

○3番（寺田 悟） 市が老人クラブの必要性和重要性を深く理解し、存在価値を高く評価していただいていることに感謝申し上げます。

そこで、私からも一つの提案ですが、市の老人クラブに対する令和6年度の補助金ですが、老人クラブ連合活動費として年間328万4,000円、単位老人クラブの会員1人に対して年間950円、会員数が1,352人でしたので、単位老人クラブへの補助金は、950円掛ける1,352人イコール128万4,000円となります。連合活動費の半額以下です。来年度は、単位老人クラブの活動活性化のために、老人クラブ連合活動費と単位老人クラブ補助金の配分割合を変えていただくとか、単位老人クラブの会員1人当たりの補助額を増額して、物価高騰対策を図っていただくということではできないでしょうか。

○議長（馬場 衛） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（太田康志） お答えいたします。

補助金の額につきましては、いろんな補助団体、今後、補助金を削減していく方向の中でなかなか増やすということは難しいかなと思っております。補助金の総額を増やすことはなかなか厳しいと思いますが、老人クラブの意向を確認した上で、活発な活動を行っているクラブにつきましては補助金を増額したり、逆に消極的なクラブにつきましては補助金の額を減少したりと、総枠の中で調整ができればというふうに思っております。

今後、そういったインセンティブ制の導入を検討することも、加入促進のきっかけになるのではないかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 寺田 悟議員。

○3番（寺田 悟） なかなか財政的にも難しいかもしれませんが、ぜひとも前向きな検討をお願いして、クラブの活性化、入会、会員数の増加につながるようお願いしたいと思います。

最後にもう一つお伺いします。単位老人クラブの高齢者の方々は、健康でお元気な方が多くおられます。活動が活発なクラブでは、社会参加やボランティア活動など、社会貢献活動も盛んに行っていると思います。

初めにも紹介しましたが、三重県の介護老人保健施設で、75歳の介護助手が働いているという元気なシニア女性もいます。人に喜んでもらえる、人の役に立つ、社会の役に立つということがやりがいや生きがいになり、心と体の健康につながっています。単位老人クラブの活動を、各地元のコミュニティの自主活動だけに限定するのではなく、豊かな知識と経験、技術や技能を持った高齢者の方々のすばらしいスキルを、老人クラブ単位で広く活躍の場を提供・支援できないものでしょうか。例えば、シルバー人材センター、社会福祉協議会と共通する部分が多くあります。事業の提携や協力、委託ができないものか、そうすれば人手不足の解消だとか雇用の拡充、福祉の充実、そういったことにつながると思います。ここにシルバー人材センターの総会の議案書とか概要、こういったものを入手しました。その中

で例えばシルバー人材センター、この中の業務の中に福祉家事援助サービス、空き家等の管理業務、放課後児童クラブ、観光ガイド、農業支援、ワンコインサービス、登下校の見守りボランティア、そういった業務もあります。また、社会福祉協議会のここにあっても、その業務の中に福祉サービスの充実として、安心手助け業務、さわやかサービス、地域たすけあい活動ちいーとサポート事業、介護保険サービス、障害福祉サービス、産前・産後子育て支援ヘルパーの派遣、こういった業務があります。こういったことを活用できればさらに単位老人クラブの会員を増やしたり、活動を広げることによって皆さんが健康になると考えます。その辺のところ、市としてのお考えをお伺いします。

○議長（馬場 衛） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（太田康志） お答えいたします。

今議員御提案のシルバー人材センターですとか社会福祉協議会と老人クラブとの連携は、双方にとって有益な手法であるというように思います。ただ、労働者派遣法の関係とかいろんな法的な制限もあろうかと思っておりますので、今の御提案のようなことが実現可能なのということも含めて、老人クラブとそれから団体と協議を進めていきたいというふうに思っております。実際にはその団体と、シルバーですとか社会福祉協議会と老人クラブ連合会との協議になるかと思いますが、市もそちらに顔を出して、パイプ役として何かお手伝いできることがあればというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 寺田 悟議員。

○3番（寺田 悟） ぜひとも、市が牽引役となって積極的に関わっていただきたいと思っております。

老人クラブは、昭和38年8月施行の老人福祉法を根拠として確立した立派な組織です。単なる高齢者のレクリエーションや趣味の集まりとは違います。この法律には、目的、基本理念、国や地方公共団体の責務などが明記されています。これから迎える超高齢化社会に備えるとともに、社会保障費の負担軽減のためにも、行政として積極的にシルバーパワー

の労働改革推進をお願い申し上げて、この質問を終わります。

続いて、2題目よろしいですか。

○議長（馬場 衛） どうぞ。

○3番（寺田 悟） 2題目、小学生の登下校時における熱中症対策についてお伺いします。

質問の背景や経緯。

昨年の夏は、全国的にもとても暑く、最高気温が40度を越えた地域もあり、最高気温35度以上の猛暑日の日数も過去最高の記録となりました。9月末になっても猛暑日が観測された地域があり、昨年7月から9月の平均気温は、気象庁が統計を取り始めた125年間で最も高くなったと発表しました。

湖西市の夏の気象データを確認することはできませんでしたが、隣接地である浜松市と愛知県豊橋市のデータを確認することができましたので御紹介します。

7月から9月の平均気温、最高気温、平均湿度ですが、浜松市は平均気温27.7度、最高気温37.2度、平均湿度80%、豊橋市は平均気温27.3度、最高気温35.3度、平均湿度85.6%、この数字からも分かるように、気温が高い上に湿度も高く、熱中症リスクの高い危険な状態が継続していたことが分かっていただけだと思います。

そして、今夏は昨年の夏を上回る暑さが予想されると気象庁も言っており、「熱中症特別警戒アラート」の発令準備など、未曾有の猛暑に備える必要があるとも言われています。

小中学校内での暑さ対策は教室を中心に進んでおり、昨年夏は公共施設や民間施設協力の下、クーリングシェルター指定などの暑さ対策をしてきたところではありますが、学校から離れた地域に住む小中学生は毎日炎天下の中、日陰のない通学路を重い荷物を持って登下校しています。通学路の途中にクーリングシェルターがない生徒、首からぶら下げた水筒の水だけが頼りで、ヘルメットをかぶり汗だくになって登下校しているのが実情です。

質問の目的。

小中学生の登下校時における熱中症対策を推進し、子供たちの健康と命を守ることを目的として質問さ

せていただきます。

質問1、よろしいでしょうか。

○議長（馬場 衛） どうぞ。

○3番（寺田 悟） 湖西病院が把握する市内小中学生の昨年度における熱中症の患者数及び熱中症と疑われる患者数、また全体の患者数のうち小中学生の占める割合を伺います。

○議長（馬場 衛） 病院事務長。

○病院事務長（村越正代） お答えいたします。

当院での令和5年度熱中症疑い及び熱中症で受診されました患者数は73人です。そのうち、小中学生は11人でしたので、割合としましては約15.1%でございます。

以上です。

○議長（馬場 衛） 寺田 悟議員。

○3番（寺田 悟） そのうち、全体で救急搬送された人数、また小学生、中学生、緊急搬送された者がいたかをお伺いします。

○議長（馬場 衛） 消防長。

○消防長（山本浩人） 昨年度の熱中症並びに熱中症疑いの救急搬送件数でございますが、全てで30件でございます。そのうちの小学生が運ばれた事案につきましては1件ということで、30分の1が小学生ということでございます。傷病程度につきましては軽症ということでした。

以上です。

○議長（馬場 衛） 寺田 悟議員。

○3番（寺田 悟） ただいまは全体でということですが、その中で学校活動中に運ばれたという件数はあるのでしょうか。

○議長（馬場 衛） 消防長。

○消防長（山本浩人） 消防が運んだ熱中症の患者さんにつきましては、飲食店からの搬送ということで、学校の活動中であつたりとか登下校中の搬送ではありませんでした。

以上です。

○議長（馬場 衛） 寺田 悟議員。

○3番（寺田 悟） 分かりました。湖西病院だけで小中学生11名の熱中症の受診者がいたということです。他の病院とか湖西市内のほかの医院、クリニ

ックでの受診を考えれば、さらに多くの患者がいたと推測されます。

次の質問に移ります。

○議長（馬場 衛） どうぞ。

○3番（寺田 悟） 湖西市の小中学校における登下校時の熱中症対策の現状と課題、並びに今後の対策について伺います。

○議長（馬場 衛） 教育長。

○教育長（松山 淳） お答えをいたします。

登下校中の熱中症対策については、下校前の体調管理や水分補給の呼びかけのほか、下校時に体調が悪くなった場合は、近くにいる大人や商店などに助けを求めるようにする、運動等を行った後は十分にクールダウンするなど、体調を整えた上で下校するなどの指導をしておりますが、常に大人の目が届く状況ではないということが課題であるとは考えております。

予防に重点を置いた対策として、引き続き児童生徒の体調管理や注意喚起の徹底をしていくとともに、登下校中の熱中症の危険性をお子さんと一緒に認識していただくよう、保護者の皆様に対する啓発に力を入れてまいります。

以上です。

○議長（馬場 衛） 寺田 悟議員。

○3番（寺田 悟） 他市町では、学校における熱中症対策のガイドラインがありますが、本市においてもそのようなものはあるのでしょうか。

○議長（馬場 衛） 教育長。

○教育長（松山 淳） 市においてそのようなものは作成はしておりません。各校において、危機管理マニュアル等を作成をしておりますので、その中に熱中症に対する危機管理というマニュアルを作成をしている状況であります。

以上です。

○議長（馬場 衛） 寺田 悟議員。

○3番（寺田 悟） 2021年5月に環境省、それから文部科学省からガイドライン作成の手引というのが発出されてると思います。ぜひとも、市として各学校にそういったガイドラインに沿って、危機管理をしっかりといただけるように推進していただき

たいと思います。また、ガイドラインは学校内での活動が中心になると思いますけども、登下校、そういったこの熱中症対策もありますので、その辺も入れて湖西市独自のさらなるガイドライン、生徒たち、子供たちの安全を守るためのガイドライン、そういうのを作成を検討していただきたいと思います。

それで、小学校新1年生の入学祝いに日傘をプレゼントしている自治体もありますが、湖西市はいかがでしょうか、伺います。

○議長（馬場 衛） 教育長。

○教育長（松山 淳） お答えをいたします。

湖西市につきましては、令和2年度から浜名湖電装株式会社様より小学校新1年生の子供たちに、安全学童傘の寄附をさせていただいております。雨傘であります。直射日光を避けるという意味では、この雨傘の使用も有効であると考えますので、現在、寄附をさせていただいている安全学童傘を熱中症対策としても活用させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（馬場 衛） 寺田 悟議員。

○3番（寺田 悟） 安全学童傘、雨傘のプレゼントをさせていただいていると、それは大変ありがたいことだと思います。浜名湖電装株式会社様の子供たちへの安全・安心のためのお心遣いに対して、この場をお借りして私からも感謝申し上げたいと思います。

雨傘も日傘として十分使用できますので、熱中症対策の活用にしていただきたいと考えます。しかし、ほとんどの子供たちは日傘を差すという習慣がなく、日傘を差して歩くということに恥ずかしいとか、格好悪いとか、面倒くさいなどと抵抗感を示すことが考えられますので、熱中症の危険性、熱中症予防の重要性、日傘の有効性、日傘の適正な使用、日傘使用時の交通安全、子供たちが日傘を振り回して遊ぶようなことがないように、安全・安心な登下校を子供たちとその保護者の方々に周知していただきたいと思います。例えば、日傘の日という啓発日をつくって、日傘を差して登下校していただくと、こういったことはいかがでしょうか。

○議長（馬場 衛） 教育長。

○教育長（松山 淳） 今のところ、市全体でそのように日傘の日を設けるということは考えておりませんが、今議員さん言われたように安全に気をつけながら、日傘も活用していいんだよと、使っていいんだよというような啓発を行っていききたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（馬場 衛） 寺田 悟議員。

○3番（寺田 悟） ぜひとも周知徹底して、日傘の有効性、そういったものを子供やその保護者に伝えていただきたいと思います。

それと、先ほどの答弁の課題のところ、登下校中は大人の目が届かないとありましたが、昨年の7月28日、山形県米沢市で部活動を終えた下校途中の女子中学生が、歩道上で倒れているのが見つかり、病院へ搬送されましたがお亡くなりになったという悲しい事件がありました。当時ニュースでも報道されたので、皆さんも記憶にあることだと思います。そこで、通学路に商店や会社事務所などがある場合は、子供たちの下校時間帯には少し外の様子を気にかけていただいて、体調不良の子供を見かけたらお声かけいただけるよう、市から協力依頼することはできないでしょうか。また、できることなら店舗の出入口や事務所、出入口の軒先にお客様向けの簡易ミストシャワー、こういったものを協力設置していただいて、登下校中の特に下校中の子供たちにも利用させていただけるとなると一層よいと考えますけれどもいかがでしょうか。

○議長（馬場 衛） 教育長。

○教育長（松山 淳） お答えをいたします。

現状、湖西市内の状況、先ほど大人の目が届きにくいというふうな答弁をさせていただいておりますが、現状、特に小学校については登校、下校の際に各地区でPTAや地域の方が、比較的見守りたいということで通学路に立っていただいたり、子供たちと一緒に歩いてくださったりしているケースが多く見受けられます。とは言っても、やはりどうしても子供だけになってしまうということがありますので、今できることといたしましては、調子が悪いときに

は地域の、先ほど大人とか商店に、事業所というふうなお話もありましたが、どんどんと調子が悪いときには周りに助けを求めようようにすることを、子供たちには啓発していききたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 寺田 悟議員。

○3番（寺田 悟） 友達同士、たくさんの人で下校するといったときはいいと思うんですけども、だんだん離れていくに従ってさんさんばらばら、1人になっちゃうということもあります。ですから、できるだけ通学路、交通安全とかいろんな危険な箇所は日頃からチェックして検討していただいていると思います。ですけども、夏というのは本当に最近、異常な暑さですので、そういったところも日陰のない場所を長時間1人で歩くということになって、体調が悪くなった際に近くの家を駆け込んでも、留守宅で助けを求められないということもありますので、そういったところを地域の大人の方が子供たちを見守る環境を、ぜひともつくってもらいたいと思います。

昨年、こども家庭庁が発足し少子化対策、子育て支援の充実が図られてきました。今や子育ては、各家庭だけの問題ではなく社会全体の問題であり、地域で助け合って子育てをしていく「こどもまんなか社会」の時代です。子供は社会の宝です。地域の目で子供たちを見守り、地域で協力して育てるという意識の啓発を図り、市内外の皆様から湖西市は子育てに優しい市であると言っていただき、子育て世代の移住定住につなげていただきたいと考えます。

先日の新聞記事で、岡崎小学校で豊橋信用金庫さんにより、起業をテーマにした出前授業を行った記事が掲載されておりました。そこで、生徒が考えた新商品のアイデアの中に、登下校中にかぶるヘルメットの中が暑いから冷感シート入りのヘルメット、夏も快適、登下校をもっと楽しくなどとありました。これは子供たちの声です。切実な願いだと思います。ですから、子供たちの安心・安全を守るために、いま一度、積極的に前向きな御検討をよろしくお願ひしたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（馬場 衛） 以上で、3番 寺田 悟議員の一般質問を終わります。

○議長（馬場 衛） 次に、8番 三上 元議員の発言を許します。

〔8番 三上 元登壇〕

○議長（馬場 衛） それでは、8番 三上 元議員どうぞ。

○8番（三上 元） 冒頭に、議長にお願いなんです。私の出番を待って2時に来るよという人間が何人かいるんですよ。ちょっと先に休みを取って、僕の質問を連続させるということをしていただけないでしょうか。

○議長（馬場 衛） お諮りしたいと思いますけど、本来なら時間どおりに来て、定刻に休憩を取るのが私のほうの考えでございますので、個人的な理由で少し会議を延ばすということはいかがなものかと思っておりますが皆さんどうでしょうか、どなたか御発言いただければ、ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 議長判断ということで、申し訳ありませんけど2時には休憩を取りますのでよろしいでしょうか。

○8番（三上 元） 分かりました。

○議長（馬場 衛） それでは三上 元議員、進めてください。お願いいたします。

○8番（三上 元） それでは、一般質問させていただきます。

まず質問しようとする背景でございます。

日本は軍事面と外交面では、アメリカの言うがままに従う日本ということは、多くの国民が知っていることだと思います。しかし、食料も実態としてそうなっているということをつかっている人は、かなりいるのではないだろうかという感じがいたします。

ついこの間、コンビニエンスストアに行っておりまして、こんなことが書いてある商品を目にしました。食について考えることは、これからの社会を考えること、人の生き方を考えること、

消費者・生産者・食品関連事業者、日本の食を支えるあらゆる人々と行政が一体となって考え議論し、行動する国民運動「NIPPON FOOD SHIFT」が始まります。こういう宣伝をしている商品を見つけて「おやつ」と思ったわけでございます。そして、日本の食料自給率はカロリーベースで見ますと38%と言われておりますが、動物の飼料、それから畑にまく肥料、そして種まで加えますと9.2%の自給率でしかないという計算をしてくれている学者もおります。種はほとんど外国の資本に握られているのが日本の実情であります。それは、79年も前に遡るわけでございますが、日本は戦争に負けました。食料事情が悪かった。そのとき、アメリカの農産物は余っておりましたので、日本に援助するという形でアメリカのものが入ってまいりました。アメリカは、余剰農産物のはけ口として日本を考えている状態が今も続いているわけでございます。そして今、ウクライナという国はまさに食料を世界に輸出している国であります。そのウクライナが戦争になり、食料価格が上昇を続けております。この食料安全保障という面から、この実情を打破しなければならないというふうに私は常から考えてはおりました。

質問の目的であります。そんなとき、日本の食の未来について研究している鈴木宜弘教授の講演を、ここに通告で半田市と書いてしまいましたがこれは間違いでありまして、田原市でございます。田原市の半田というところで聞いたわけでございます。浜松市で再びその後、聞く機会に恵まれました。鈴木教授は、その食料自給率がこんなに低いのは大変問題であるということをお指摘されると同時に、その突破口は学校給食であると、こういう訴え方をそのときしたわけでございます。学校給食における日本でつくられたものの比率を高めることから、皆さん始めてくださいと、それなら今日聞いている皆さんの誰でも参加できることではありませんかと、お父さん、お母さんなら学校にもっと日本でできたものを使ってくれというお願いができるし、議員の方もいらっしゃるようなので、議員の方ならばまさに教育委員会をお願いする、目の前の人が議員ではありません

ませんかと言われて、私もそのとおりだと思いましたが、今日の一般質問のテーマとして選んだわけでございます。

学校給食の問題というのは、御飯の比率を高めていこう、地産地消と言えますが外国から来た、主として小麦でありますその小麦はアメリカの余剰農産物のはけ口として、アメリカからある意味では押しつけられて、仕方がなく従っているという形が続いているわけでございます。この御飯の比率を高めるという運動、その目的でこれからの質問をさせていただきますきたいと思います。

○議長（馬場 衛） 三上議員、2時になりましたのでここで暫時休憩とさせていただきます。再開を14時15分とさせていただきます。

午後2時00分 休憩

午後2時15分 再開

○議長（馬場 衛） 休憩を解いて会議を再開いたします。

8番 三上 元議員の一般質問を続けます。主題1、質問事項1からとなります。三上 元議員、どうぞ。

○8番（三上 元） 三上 元です。質問の1から始めさせていただきます。

全ての学校の記録を勉強するのは大変だなと思ひまして、鷺津小学校は湖西市の平均的な数字ではないかなと勝手に推定をいたしまして、鷺津小学校の給食の数字を聞きました。昨年183回、給食の日があったそうでございますが、御飯は116回と聞きました。63%が御飯であります。そこで、この比率は日本の平均に比べて高いほうなのか、どの位置にあるのかを質問いたします。

○議長（馬場 衛） 登壇して答弁をお願いいたします。教育次長。

〔教育次長 鈴木啓二登壇〕

○教育次長（鈴木啓二） お答えします。

文部科学省の学校給食実施状況等調査によりますと、米飯給食の実施状況は全国平均が週3.5回、県平均が週3.3回であります。御質問いただきました鷺津小学校の場合、週平均では3.1回の実施となっ

ています。全国及び県平均をやや下回っている状況となっておりますが、国が推進する週3日以上を実施するという目標は達成しております。

以上です。

○議長（馬場 衛） 三上 元議員。

○8番（三上 元） ただいま平均に比べてはやや低いが、文部科学省の最低これ以上にはしてくれという最低基準は上回っていると聞きました。この問題に関しては、平均を下回っていても最低基準をクリアしていれば、何の問題もないと考えているのか、それとも少しは改善しなければならないと思っているのかどっちでしょうか。

○議長（馬場 衛） 教育次長。

○教育次長（鈴木啓二） お答えします。

次の回答ともちょっと重なるところがあるんですが、国の通達が出たのが平成21年なんです。それ以前は週2回だったところを、その通達を受けて週3回以上までに増えているという状況になりますので、市としましては国の平均よりはやや下回っているものの、徐々には増えているという認識でいます。

以上です。

○議長（馬場 衛） 三上 元議員。

○8番（三上 元） 平成21年というと、大分昔の話だなという感じがいたしますが、そして多くの学校が米飯を増やそうという流れになっているけれども、今の2回目の私の質問に対する答えを聞きますと、こんなもんでいいんだなというふうなお考えに現在はなっているというふうに、解釈をしてよろしいのでしょうか。

○議長（馬場 衛） 三上議員、今のは2番目とはまた別のところでよろしいですね。

○8番（三上 元） 1番目の回答を受けてです。

○議長（馬場 衛） 了解です。教育次長。

○教育次長（鈴木啓二） お答えします。

現在、米飯のほうは委託で持ってきてもらっているということがあります。今、給食センターのほうを令和9年4月の供用開始に向けて準備を進めているところなんです。そうしたところで、給食センターができればそこで御飯を炊くということになりますので、その際には徐々に回数も増やしていくこともできる

のかなということも、考えていきたいと思っているところです。

以上です。

○議長（馬場 衛） 三上 元議員。

○8番（三上 元） 今の回答をいただいたのを解釈いたしますと、今は令和6年であります。3年後に給食センターがオープンをしたときには改善していくつもりだと、ということは3年間は改善することについて考えていないというふうに承ったわけでございます。同じ質問はしませんが、大きな日本の流れからいくと、大変残念な教育委員会の方針だなという不満を胸に持ちながら、この質問を終えて次の質問にいたします。

○議長（馬場 衛） どうぞ。

○8番（三上 元） 私と同世代、年齢でいうと70歳の後半の人に、学校給食の記憶を聞いてみました。学校給食が始まったばかりのときでございます。ほとんどの人がパンだったというふうに教えてくれました。そして、もう20歳ぐらい若い人に聞くというのは、大体60歳ぐらいの人も同じような記憶をお持ちでした。もう10歳若い50歳ぐらいの人に聞くと、半分ぐらいは御飯だったという人が何人かいらっしゃいます。あれ、半分という、記憶ですから4割だったかもしんない、6割だったかもしんない、ちょっと曖昧ではありますがかなり御飯が増えてきているのが新しい若い人たちという感じを持ちました。そこで、本市の場合の御飯の比率がどんな感じでの10年ぐらい変化があったのかなと、10年遡るのは大変であるならば10年でなくてもいいんですけど、10年ぐらいのイメージで、先ほどは平成21年から言いましたから、50年以上のデータがあるかもしれませんが、どんな変化だったのかを教えてください。

○議長（馬場 衛） 了解です。教育次長。

○教育次長（鈴木啓二） お答えします。

まず全国的なところからお話しさせていただきますが、全国では昭和51年に週0.6回、昭和61年に週2回、平成20年に週3回と徐々に増加し、現在は週3.5回という状況であります。湖西市では、週2回程度だったものが平成21年度以降、先ほども回答させていただきましたが週3回実施しているところです。

以上です。

○議長（馬場 衛） 三上 元議員。

○8番（三上 元） 分かりました。ある意味では、全国平均の中で、大体全国平均の流れに従った僅かずつの変更が行われてきたというふうに理解いたします。

次に、3番目の質問に移ります。

○議長（馬場 衛） どうぞ。

○8番（三上 元） 長野県飯田市の友人にたまたま話をしましたら、その方は私と同世代であります。孫の学校給食はほとんど御飯に変わっていると、パンは1学期に1回しかない。これは多分、全国平均とはまるで違うような数字を聞いて、そんな市もあるんだと言ってちょっとびっくりしたわけでございますが、もう一人飯田市に友人がいますのでそこへ聞いてみましたら、あの人の言うことにはそんな記憶が間違ってるはずはないよという考え方でしたので、飯田市というところはそういうところもあるというふうに、大きな流れを、日本の材料を使おう、日本の御飯を食べようという町が出てきている、市が出てきているわけでもございました。そういう御飯がどんどん増えているという状況の市を見て、どんな感想をお持ちでしょうか。

○議長（馬場 衛） 教育長。

○教育長（松山 淳） お答えをいたします。

御飯の比率について、今の飯田市の状況を教えていただきましたけど、感想ということであれば多いなとちょっとびっくりをした、湖西市と比べて大分多いなという感想を持っています。

先ほど教育次長からもありましたけど、令和9年の4月供用開始予定の学校給食センターには、炊飯設備を導入する予定となっておりますので、今後さらに米飯提供の比率を上げていけるように努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 三上 元議員。

○8番（三上 元） 今、教育次長と教育長のお二人から、給食センターオープンの3年後からは変えていきたいというお言葉を、同じようにいただいたわけでございますが今委託している、先に改善でき

ないかということもできると思うんです。ただし、お金の問題があると思うんです。幾らで委託するのかと、これになると御飯のほうが高いのではないかなという気がいたしますので、そのときには市長と話をして、もうちょっと予算をくれというような話を同時にしながら、委託業者をお願いをする形になると思いますが、市長部局に予算の請求もしながら米飯をもう少しスピードアップしていこうと、3年間ほったらかしではまずいかなと考えないものでしょうか。

○議長（馬場 衛） 教育長。

○教育長（松山 淳） まず、パンと御飯の関係でありますけど、現在、御飯を委託している業者さんがパンの業者さんと同じです。パン屋さんが御飯も製造しているというふうなことになるので、その業者様との契約で週3回御飯、週1回パンということで、そのような契約で今進めています。恐らく向こうの調理の関係もありまして、そのようになっているというふうにはそこは想像できるわけですけど、という状況であるということが一つ、あと先ほど価格のお話もありました。確かにパンのほう若干安い、御飯の場合は割高になるというふうな状況であります。ただ、これらの食材の費用につきましては、現在保護者負担をしておりますので、給食費として徴収をしておりますので、それを市でそこを補助していくという考えは今のところ持っておりませんので、また状況が変われば検討は必要なのかもしれませんが、現状としては議員がおっしゃるこの3年間がそのままになってしまうのではないかと御心配につきましては、今のところこの状況を今言ったような理由から続けていくというふうには考えておりますし、パンにつきましては、現状、静岡県で提供されているパンについては、国産の小麦を使っておりますので、そこは御安心いただければなというふうに思っています。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 三上 元議員。

○8番（三上 元） 答弁承りました。今、小学校に関しては家庭が負担になっていて、お金を払っているというのが給食のコストだと思いますけれども、

この秋からは中学校は市の負担になるという方針が打ち出されており予算も通過しておりますので、例えば来年から中学校は多分継続すること、99%間違いないだろうと思いますので、その場合はお父さん、お母さんとの相談なしに、市の予算の中で実行できるわけでございます。そうすると、給食センターを待たずに中学校から変更することのほうがたやすいと、予算との折り合いさえつけばというふうには考えてよろしいのでしょうか。

○議長（馬場 衛） 教育長。

○教育長（松山 淳） お答えをいたします。

先ほど申し上げましたとおり、委託業者との兼ね合いもありますので、中学校の給食費無償化が実現した後に、すぐに御飯の比率を高めましようというふうな話には簡単にはできないなというふうな感触を持っております。

以上でございます。

○議長（馬場 衛） 三上 元議員。

○8番（三上 元） 通告にない内容までちょっと踏み込んでしまいますので、答えをいただけても仕方がないのかと思いつつ質問させていただきますが、今、私のような議員が言うからしようがないと考えてやろうというイメージぐらいに思っているのか、それとも考え方としては正しい方向を言っているのか、その方向に進めていこうと思いつつ答弁してるのか、どっちなのでしょうかと迷ってしまうような形に、基本的に前向きじゃないということはどうも感じるんです。前向きさについてどう思っているのか、もう一回答えていただいけませんか。

○議長（馬場 衛） 教育長。

○教育長（松山 淳） 先ほども申し上げましたとおり、今、令和9年4月に供用開始する学校給食センターに向けて、そのときの検討材料にはしたいなというふうに、これは前向きな思いを持って答弁したつもりです。

以上です。

○議長（馬場 衛） 三上 元議員。

○8番（三上 元） 私待つわという歌がありましたね、私も3年間じつと我慢をしていたと思います、この質問を終わります。

じゃあ、次の質問に移ります。

○議長（馬場 衛） どうぞ。

○8番（三上 元） 東京都世田谷区では、有機給食へかじを切っているという話を伺いました。千葉県いすみ市も、京都府の亀岡市も同様な方向にあるそうでございます。そこで当市も、将来を背負う子供たちには少しでも体によい食べ物を食べさせるように改善していく方向に努力してほしいというふうに、私は切に望んでいるわけですが、そういう有機のものであるとか無農薬であるといったようなものを、またそれを選択するとまたここにコスト増になるという問題を含みます。ですから、教育長がいかにおもうが、財政当局との兼ね合いがつかないと、これもうまくいかないかもしれませんけれども、多分この世田谷区も、世田谷区の区長は何回かお会いして知っておりますが、区長そのものがやりたいんです。そうなると大変うまい具合に予算もくっついてくるわけでありますが、教育長がやりたいと言った場合には、予算当局が絞ってしまう可能性があるわけですが、そここのところを踏まえながらも努力しようというふうに、この世田谷区や亀岡市のようなものに、そういう方向に努力しようという考えがあるのかどうかについて、御質問します。

○議長（馬場 衛） 教育長。

○教育長（松山 淳） お答えをします。

他自治体の有機給食の導入事例では、県外産の有機米を使用したり、自治体で有機農業推進施策を展開をして、地産の有機米を提供するなどの取組であるというふうに承知しております。

議員御提案のように、児童生徒に安心・安全な食材で給食を提供するという事は、食育の面からも有意義であると認識しております。

一方で、議員からの御指摘がありましたが、食材としての価格面や必要量の確保などの課題を解決する必要があることから、先進事例など情報収集を行い、研究していきたいと考えております。

以上です。

○議長（馬場 衛） 三上 元議員。

○8番（三上 元） 前向きに考えたいという雰囲気

気は感じましたので、ここでこのテーマにおける質問を終わりたいと思います。

それでは、主題の2つ目に移りたいと思います。

○議長（馬場 衛） どうぞ。

○8番（三上 元） 能登半島地震と台湾東部地震、この2つを比較して感じたことがございます。

質問の背景でございますが、2つの地震の対応を見て、台湾に学ぶべき点があるなということを感じました。1つは、建物が傾き危険な状態であることがテレビに映っていました。翌日から撤去作業が行われていたわけでございます。これにはびっくりいたしました。日本であるならば、建物所有者への説明やら納得してもらうための時間がかかりそうだなと、これが1つ。2つ目に、工事しようとなったときにその業者の選定において、またかなりの時間がかかるのではないだろうかというふうに、日本の状況だと考えたときに台湾のスピードを見てびっくりしたわけでございます。

2つ目のびっくりは、体育館に避難者がおりましたが、ほとんどはテントが置かれておまして、プライバシーが日本と比べて大変守られているなという感じがいたしました。日本の多くの体育館の中に避難している人たちは、上からはのぞかれてしまうような間仕切りぐらいしかないような場所が、大変多いように感じがいたしましたし、湖西市でも多分そんな感じかなということを感じたわけでございます。

そこで、この2つの感じた問題から質問の目的は、これを見て当局としてもあるいは担当の部門としても、何か行動をしようとしているのではないかなというふうに想像いたしました。

そこで質問であります。

1つ目の質問、大切な道路、この道路が使えないと大変支障が大きい、市民生活にとっても大変だと、重要な物資の輸送にも極めて重大であるというときに、その建物によって妨げられてしまうという状況のときに、当市でも翌日に重機を手配して撤去作業に入るということは、今の法律や規則の下でも可能なんでしょうか。

○議長（馬場 衛） 都市整備部長。

○都市整備部長（小倉英昭） お答えいたします。

大規模災害時には、市内各所で建物の倒壊や土砂災害などにより、道路が通行できなくなる事態が想定されます。こうした場合、緊急車両などの通行のため、道路法及び災害対策基本法の定めるところにより、早急に最低限の瓦礫処理を行い、救援ルートを開く道路啓開を実施することになります。

なお、台湾では被災建物が周囲に危険をもたらすと判断した場合、所有者に通知することなく強制的に撤去できると法律で定められております。日本でも同様に、災害対策基本法や民法の規定に基づき、所有者の意思にかかわらず建物の撤去が可能ですが、日本と台湾では不動産の所有権の在り方が異なるため、個人の財産への配慮が必要となることから、常に台湾の場合と同じスピードで撤去できるというわけではございません。完全に倒壊した建物が道路を塞いでいるなど、ケースによっては翌日に撤去が可能な場合もあると考えられますので、災害時には路線や区間の優先順位を考慮し、迅速な道路啓開を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（馬場 衛） 三上 元議員。

○8番（三上 元） 今伺いますと、法律の基本のところが違うと。所有者に通告なしでも危険だと判断したら、台湾の場合には当局が撤去することができるが、日本ではそのスピードまでは難しいだろうと、しかし最大限の努力を担当部門としてはいたしますよとこう理解してよろしいのでしょうか。

○議長（馬場 衛） 都市整備部長。

○都市整備部長（小倉英昭） そのように取っていただいていると思います。

○議長（馬場 衛） 三上 元議員。

○8番（三上 元） 分かりましたけれども、要するに基本的な不動産に関する所有権の考え方が、根本の法律が違うから、あのスピードでは日本の場合には、かなり難しいなということは理解いたしました。けれども、何らかの形でこういう場合には緊急でやれるんだということを、市が勝手に条例をつくることはこの場合、難しいのかもしれませんが、ぜひあれを見て国土交通省と話をするぐらい

の形で、都市整備部長が「俺が湖西から日本を動かしてやろう」とそれぐらいの気持ちで、場合によっては動いていただきたいなということを希望いたしまして、1番の質問を終わります。

2つ目に移ります。

○議長（馬場 衛） どうぞ。

○8番（三上 元） 当市の避難所におけるプライバシーを守る台湾のようなテントは、当市にもあるとは聞いておりますが、どれぐらい備えられており、現在保有してる在庫といたしまししょうか、それは妥当な水準なのかどうかについてはいかがでしょうか。

○議長（馬場 衛） 危機管理監。

○危機管理監（山本健介） お答えいたします。

市が備蓄するプライバシー保護が可能なパーティションは300基でございます。各避難所の防災倉庫や市の防災倉庫の空き状況から、現状、収納が可能な最大の個数を配備しておりますが、発災後に不足する分は国、県や協定締結市町、事業者などに支援を要請し、必要な数を確保することとしております。

以上です。

○議長（馬場 衛） 三上 元議員。

○8番（三上 元） 分かりました。300個というときに、今のお言葉ですと収納できる最大の量が300個ぐらいだというふうに聞きましたので、ということはこれ以上、この種のテントのようなものを確保するというか在庫を持つというためには、新たな倉庫を、自治会の倉庫もそれぞれあると思いますけど、今の倉庫の状況ではもっと増やすことはできないぐらいには、備えているんだというふうに解釈してよろしいんですか。

○議長（馬場 衛） 危機管理監。

○危機管理監（山本健介） お答えいたします。

現状の倉庫の保有数、それからスペースの限りにおきまして最大数というふうに考えております。

以上です。

○議長（馬場 衛） 三上 元議員。

○8番（三上 元） 分かりました。湖西市で300個あり、もちろんそれ以外のパーティションもありますから、人口からいってこの程度で妥当なのかも

しれないということを私も感じましたので、倍に増やせなんて要望は持っておりません。

3番目の質問に行きます。

○議長（馬場 衛） どうぞ。

○8番（三上 元） テントが不足しているというふうに、大規模災害で湖西市にも東海大地震がちょうど戦争の末期に起こったような経験もありますが、湖西市もそのようなことがあった場合、テントが不足だと、そのとき県とかあるいは他市から借りられるような仕組みはできているのでしょうか。

○議長（馬場 衛） 危機管理監。

○危機管理監（山本健介） お答えいたします。

大規模災害発災時には、発災後4日目からプッシュ型支援が始まり、被災自治体の要請を待たず、国から支援物資が送られてくる計画となっております。

支援物資には、必ずしもテントなどが含まれているとは限らないことから、不足の場合には必要に応じて県や災害協定を締結した市町、民間事業者への支援の要請を行い、テントなどを保有しているところから提供していただく予定となっております。

以上です。

○議長（馬場 衛） 三上 元議員。

○8番（三上 元） ありがとうございます。迅速に借りられる仕組みは、できているということは分かりました。ただし、そのとき能登半島の地震を見ますと、そのような形で道路がちゃんと使えるかどうかというようなことまで考えると、不安ではありますが、仕組みとしてはちゃんとできているというふうに自信を持ってお答えしていたような感じがいたしますので、それなりに安心いたしました。

4問目の質問に行きます。

○議長（馬場 衛） どうぞ。

○8番（三上 元） 逆に今度は、災害協定を結んでいる市町、あるいは結んでいなくてもすぐ近くのところで何らかの要望を湖西市が受けたとき、当市は貸し出す行動が、24時間以内に行動できるというようなことが可能になっているのでしょうか。

○議長（馬場 衛） 危機管理監。

○危機管理監（山本健介） お答えいたします。

災害協定を締結している市町から、テントなど支

援の要請があった場合には、運送事業者の確保など状況によるため、24時間以内とは言いきれませんが、なるべく早く輸送できる体制を整えております。

実際に、能登半島地震では1月17日に石川県七尾市から飲料水について支援の要請があり、翌日18日には静岡県トラック協会の協力の下、発送することができました。ふだんから、協定を締結している運送事業者などと顔の見える関係を構築していたため、迅速に対応できたと考えており、今後も引き続き関係機関との連携強化に努めてまいります。

以上です。

○議長（馬場 衛） 三上 元議員。

○8番（三上 元） ありがとうございます。私が経験した東日本大震災のときも、ある業者の人に迅速な協力をいただいて、すぐに必要な物資を届けることができました。

答弁にあったように、いわゆる運送業者が直ちに対応できてくれるということが、大変重要なことだなどと思いますので、おっしゃるように日頃からいい関係を結んでおいて、いざというときに備えていただきたいということを、改めて感じた次第でございます。

以上で、私の質問はこれで終了いたします。ありがとうございました。

○議長（馬場 衛） 以上で、8番 三上 元議員の一般質問を終わります。

これをもちまして、6月定例会に予定しておりました一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は終了いたしました。本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでございました。

午後2時48分 散会
